

一 銀行法第二十六条第二項に規定する区分等を定める命令（平成十二年総理府令第三十九号）

改 正 案

現 行

（自己資本の充実の状況に係る区分及びこれに応じた命令）

第一条 銀行法（以下「法」という。）第二十六条第二項の内閣府令・財務省令で定める銀行の自己資本の充実の状況に係る区分及び当該区分に応じ内閣府令・財務省令で定める命令は、次条及び第二条の二に定める場合を除き、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に掲げる表のとおりとする。

（自己資本の充実の状況に係る区分及びこれに応じた命令）

第一条 銀行法（以下「法」という。）第二十六条第二項の内閣府令・財務省令で定める銀行の自己資本の充実の状況に係る区分及び当該区分に応じ内閣府令・財務省令で定める命令は、次条に定める場合を除き、次の表のとおりとする。

非対象区分		自己資本の充実の状況に係る区分		命 令	
海外営業拠点を有する銀行	海外営業拠点を有しない銀行	有する銀行	非対象区分	海外営業拠点を有する銀行	海外営業拠点を有しない銀行
係る単体自己資本比率のうち次の各号に掲げる比率の区分に応じ、当該各号に	本比率のうち次	国際統一基準に係る単体自己資本比率	上	四パーセント以	
		国内基準に係る単体自己資本比率			

第一区分										
一 単体普通株	定める範囲	じ、当該各号に	比率の区分に応する各号に掲げる	本比率のうち次	係る単体自己資	国際統一基準に	三 上 パーセント以	二 上 パーセント以	一 式等Tier 比率四・ 以上五パーセント	定める範囲
未満	上四パーセント以	率	單体自己資本比	国内基準に係る						
の求め及びその実	とする。)の提出	る措置を含むものとし	て資本の増強に係	善計画(原則とし	的と認められる改	保するための合理	経営の健全性を確			

第二区分		式等 T i e r										
じ、当該各号に比率の区分に応じ、各号に掲げる比率のうち次	係る単体自己資本比率の基準に国際統一基準に	ト未満	上八パーセン	率	ト未満	上六パーセン	率	ト未満	上六パーセン	ト以上四・五	二五パーセン	1比率二・
未満	上二パーセント	率	単体自己資本比	国内基準に係る								
係る合理的と認める資本の増強に	命	資する措置に係る	自己資本の充実に	次の各号に掲げる								行の命令

ト未満	上四パーセン	資本比率	単体総自己	セント未満	ト以上三パー	・五パー	r 1比率	二 单体 T i e	未満	五パー	ト以上二・二	一三パー	式等 T i e r	一 単体普通株	定める範囲
-----	--------	------	-------	-------	--------	------	-------	------------	----	-----	--------	------	------------	---------	-------

七 法第十条第二 止	六 本店を除く一部の営業所の廃 縮小	五 一部の営業所 における業務の 又は抑制 の受入れの禁止	四 条件による預金 又は定期積金等 のと認められる 不利益を被るも 条件に照らして 取引の通常の 又は増加の抑制 条件に照らして 總資産の圧縮 その額の抑制 賞与の禁止又は 配当又は役員 行 提出及びその実 められる計画の
------------------	--------------------------	---	--

二 第二区分の													
じ、当該各号に	比率の区分に応	の各号に掲げる	本比率のうち次	係る単体自己資	国際統一基準に								
未満	上一パーセント	○パーセント以	率	单体自己資本比	国内基準に係る								
た上當該選択に係	いたずれかを選択し	いの廃止等の措置の	、合併又は銀行業	大幅な業務の縮小	自己資本の充実、	八 )その他の法律により営む業務	の縮小又は新規の取扱いの禁止	八 )その他金融庁長官が必要と認める措置	(明治三十八年法律第五十二号)のその他	保付社債信託法	営む業務又は担	業務、法第十一	項各号に掲げる

第二区分		定める範囲									
比率の区分に応する各号に掲げる	本比率のうち次	係る単体自己資本比率	国際統一基準に	三 単体総自己 資本比率	上 二 パ ー セ ン ト 未 満	上 一 ・ 五 パ ー セ ン ト 未 満	二 単体 T i e r 1 比 率	一 セ ン ト 未 満	一 セ ン ト 以上	式等 T i e r 1 比 率 ○ パ	単体普通株
満	○ パ ー セ ン ト 未	率	国内基準に係る								
			部の停止の命令	業務の全部又は一							

有する銀行	海外営業拠点を	自己資本の充実の状況に係る区分	一 単体自己資本比率（第七項に規定する単体自己資本比率をいう。 次条第一項において同じ。）を指標とする区分				
有しない銀行	海外営業拠点を						
		命					

(新設)

満	パーセント未	三	満	二	1	一	じ、当該各号に定める範囲
		単体総自己	比率	単体Tie	比率	単体普通株	

第一区分														非対象区分
	国際統一基準に	上	ハ	上	ロ	以上	に定める範囲	該イからハまで	区分に応じ、当	に掲げる比率の	本比率のうち次	係る単体自己資	国際統一基準に	
国際統一基準に	上	ハ	上	ロ	以上	五パーセント	1比率	式等Tie	イ	のイからハまで	のイからハまで	本比率	率	
上	ハ	上	ロ	以上	五パーセント	1比率	四・	イ	単体普通株	に定める範囲	該イからハまで	区分に応じ、当	に掲げる比率の	
上	ハ	上	ロ	以上	五パーセント	1比率	四・	イ	単体普通株	該イからハまで	区分に応じ、当	に掲げる比率の	本比率のうち次	
国内基準に	上	ハ	上	ロ	以上	五パーセント	1比率	式等Tie	イ	のイからハまで	のイからハまで	本比率	率	
係る	上	ハ	上	ロ	以上	五パーセント	1比率	式等Tie	イ	に定める範囲	該イからハまで	区分に応じ、当	に掲げる比率の	
経営の健全性を確	上	ハ	上	ロ	以上	五パーセント	1比率	式等Tie	イ	のイからハまで	のイからハまで	本比率	率	

係る単体自己資本比率のうち次に掲げる比率のイからハまで区分に応じ、当該イからハまでに定める範囲に該する。)の提出の求め及びその実行の命令										保するための合理的と認められる改善計画(原則として資本の増強に係る措置を含むもの)
上四パーセント以上未満										単体自己資本比率
上八パーセント以上	八 単体総自己資本比率四	ハ ト未満	口 単体T 比率三	満 バーセント未	ト以上四・五	二五パーセン	1比率二・	式等T ier	イ 単体普通株	本比率のうち次のイからハまでに掲げる比率のイからハまで区分に応じ、当該イからハまでに定める範囲に該する。)の提出の求め及びその実行の命令
八 単体総自己資本比率四	ハ ト未満	口 単体T 比率三	満 バーセント未	ト以上四・五	二五パーセン	1比率二・	式等T ier	イ 単体普通株	本比率のうち次のイからハまでに掲げる比率のイからハまで区分に応じ、当該イからハまでに定める範囲に該する。)の提出の求め及びその実行の命令	本比率のうち次のイからハまでに掲げる比率のイからハまで区分に応じ、当該イからハまでに定める範囲に該する。)の提出の求め及びその実行の命令
八 単体総自己資本比率四	ハ ト未満	口 単体T 比率三	満 バーセント未	ト以上四・五	二五パーセン	1比率二・	式等T ier	イ 単体普通株	本比率のうち次のイからハまでに掲げる比率のイからハまで区分に応じ、当該イからハまでに定める範囲に該する。)の提出の求め及びその実行の命令	本比率のうち次のイからハまでに掲げる比率のイからハまで区分に応じ、当該イからハまでに定める範囲に該する。)の提出の求め及びその実行の命令

第二区分											
ハ 単体総自己	セント未満	ト以上三パー	・五パーzen	r 1比率	口 単体 Tier	未満	ト以上二・二	五パーzen	1比率	イ 式等 Tier	に定める範囲
ハ のと認められる	不利益を被るも	条件に照らして	二 取引の通常の	又は増加の抑制	ハ 総資産の圧縮	その額の抑制	行 配当又は役員	賞与の禁止又は	イ 資本の増強に	係る合理的と認められる計画の提出及びその実行	海外営業拠点を有する銀行にあっては口に掲げる命令(を除く。)
											措置に係る命令(本の充実に資する次に掲げる自己資本比率に係る国内基準に係る)海外営業拠点を有する銀行にあっては口に掲げる命令(を除く。)

ト未満	上四パーセン	パーセント以	資本比率
			二

条件による預金	又は定期積金等	の受入れの禁止	又は抑制	本一部の営業所	における業務の縮小	止へ本店を除く一部の営業所の廃止	ト法第十条第二項各号に掲げる業務その他の銀行業に付随する業務、法第十一條の規定により當む業務又は担当付社債信託法（明治三十八年法律第五十二号）その他他の法律により當む業務の縮小又は新規
---------	---------	---------	------	---------	-----------	------------------	--

二 第二区分の																						
上 一 ・ 五 パ ー セ ン ト 以 下	r 1 比 率 <input type="radio"/>	口 単 体 T i e	セ ント 未 満	一 ・ 一 三 パ ー	イ シ ー セ ント 以 上	1 比 率 <input type="radio"/>	式 等 T i e r	イ 单 体 普 通 株	該 イ か ら ハ ま で	に 定 め る 範 囲	区 分 に 応 じ 、 当 た 上 一 パ ー セ ン ト 以 下	○ パ ー セ ン ト 以 上 一 パ ー セ ン ト 以 下 未 満	国 際 統 一 基 準 に 係 る 単 体 自 己 資 本 比 率 の イ か ら ハ ま で に 掲 げ る 比 率 の イ か ら ハ ま で に 定 め る 範 囲	本 比 率 の う ち 次 の イ か ら ハ ま で に 掲 げ る 比 率 の イ か ら ハ ま で に 定 め る 範 囲	国 内 基 準 に 係 る 単 体 自 己 資 本 比 率 の イ か ら ハ ま で に 掲 げ る 比 率 の イ か ら ハ ま で に 定 め る 範 囲	国 際 統 一 基 準 に 係 る 単 体 自 己 資 本 比 率 の イ か ら ハ ま で に 掲 げ る 比 率 の イ か ら ハ ま で に 定 め る 範 囲	国 内 基 準 に 係 る 単 体 自 己 資 本 比 率 の イ か ら ハ ま で に 掲 げ る 比 率 の イ か ら ハ ま で に 定 め る 範 囲	自 己 資 本 の 充 実 , 合 併 又 は 銀 行 業 の 廃 止 等 の 措 置 の い ず れ か を 選 択 し た 上 當 該 選 択 に 係 る 措 置 を 実 施 す る こ と の 命 令	大 幅 な 業 務 の 縮 小 、 合 併 又 は 銀 行 業 の 廃 止 等 の 措 置 の い ず れ か を 選 択 し た 上 當 該 選 択 に 係 る 措 置 を 実 施 す る こ と の 命 令	自 己 資 本 の 充 実 , 合 併 又 は 銀 行 業 の 廃 止 等 の 措 置 の い ず れ か を 選 択 し た 上 當 該 選 択 に 係 る 措 置 を 実 施 す る こ と の 命 令	自 己 資 本 の 充 実 , 合 併 又 は 銀 行 業 の 廃 止 等 の 措 置 の い ず れ か を 選 択 し た 上 當 該 選 択 に 係 る 措 置 を 実 施 す る こ と の 命 令	の取扱いの禁止 その他の金融庁 長官が必要と認める措置

第三区分														
満	パーセント未	口 r 1比率○	セント未満	イ 單体T 比率○	式等T セント未 比率○	該イからハまで に定める範囲	区分に応じ、當 に掲げる比率の	本比率のうち次 のイからハまで	係る単体自己資 本比率に基準に	国際統一基準に	ハ 上二 ト未満	セント未満	ハ 資本比 率○	セント未満
満	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
国内基準に係る														
部の停止の全部又は一部														

二 第八項に規定する単体資本バツフアービ率を指標とする区分

ハ 単体総自己	満	資本比率	○
パー セント未			

区分		自己資本の充実の状況に係る区分		命 令	
ア一第一区分	資本バツフ	ア一非対象	資本バツフ	単体資本バツフ	
ア一第一区分	資本バツフ	上 ソフアービ率以	最低単体資本バ	ア一比	
本バツフアービ	以上最低単体資	四分の三の比率	ツフアービ率の	外流出額を控除した額	事業年度において既に支出した社
ーを上限として社外流出額を制限	ーを下回る場合には、零とする。			の六十パーセントの額から、その	事業年度において既に支出した社

(新設)

分 ア ー 第 三 区	資 本 バ ッ フ		資 本 バ ッ フ				率未満		
ツ フ ア ー 比 率 の 最 低 単 体 資 本 バ ッ フ ア ー 比 率	單 体 資 本 バ ッ フ		單 体 資 本 バ ッ フ	ア ー 比 率	社 外 流 出 制 限 計 画 (社 外 流 出 額 の 四 十 パ ー セ ン ト の 額 か ら、 そ の 事 業 年 度 に お い て 既 に 支 出 し た 社 外 流 出 額 を 控 除 し た 額 (当 該 額 が 零 を 下 回 る 場 合 に は、 零 と す る ) を 上 限 と し て 社 外 流 出 額 を 制 限 す る 内 容 を い う ) を 含 む 單 体 資 本 バ ッ フ ア ー 比 率 の 四 分 の 三 の 比 率 未 満	本 バ ッ フ ア ー 比 率 の 四 分 の 三 の 比 率 未 満	本 バ ッ フ ア ー 比 率 を 回 復 す る た め に 理 想 的 と 認 め ら れ る 改 善 計 画 を い う ) の 提 出 の 求 め 及 び そ の 実 行 の 命 令	本 バ ッ フ ア ー 比 率 を 回 復 す る た め に 理 想 的 と 認 め ら れ る 改 善 計 画 を い う ) の 提 出 の 求 め 及 び そ の 実 行 の 命 令	する 内 容 を い う ) を 含 む 單 体 資 本 バ ッ フ ア ー 比 率 を 回 復 す る た め に 理 想 的 と 認 め ら れ る 改 善 計 画 を い う ) の 提 出 の 求 め 及 び そ の 実 行 の 命 令
事業年度において既に支出した社の二十パーセントの額から、その	制 限 に 係 る 内 容 (調 整 税 引 後 利 益								

2 法第二十六条第二項の内閣府令・財務省令で定める銀行及びその子会社等（法第十四条の二第二号に規定する子会社等をいう。以下この条及び次条において同じ。）の自己資本の充実の状況に係る区分及び当該区分に応じ内閣府令・財務省令で定める命令は、次条及び第二条の二に定める場合を除き、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に掲げる表のとおりとする。

四分の一の比率	外流出額を控除した額（当該額が以上最低単体資本バッファービ率の二分の一の比率未満）を上限として社外流出額を制限する内容をいう。）を含む単体資本バッファーピ率を回復するために合理的と認められる改善計画を行の命令		
アーフォード区分	資本バッフ	単体資本バッフ	社外流出制限計画（社外流出額を零に制限する内容を含む単体資本バッファーピ率を回復するために合理的と認められる改善計画を行の命令
未満	アーフォード比率の四分の一の比率	最低単体資本バッファーピ率	

2 法第二十六条第二項に規定する内閣府令・財務省令で定める銀行及びその子会社等（法第十四条の二第二号に規定する子会社等をいう。以下この項及び次条において同じ。）の自己資本の充実の状況に係る区分及び当該区分に応じ内閣府令・財務省令で定める命令は、次条及び第二条の二に定める場合を除き、次の表のとおりとする。

自己資本の充実の状況に係る区分									
非対象区分									
	国際統一基準に係る連結自己資本比率のうち次に上に定める範囲	その子会社等	有する銀行及び海外営業拠点を	国際統一基準に係る連結自己資本比率のうち次に上に定める範囲	その子会社等	有しない銀行及び海外営業拠点を			
三 連結総自己	上 パーセント以 り率 六	二 連結 比率 六	以上 五パーセント以 り率 四・	一 式等 比率 四・	連結普通株	比率の区分に応じ、当該各号に の各号に掲げる	本比率のうち次に上に定める範囲	連結自己資本比率 四パーセント以 下	国内基準に係る 連結自己資本比 率

										第一区分		
ト 未 満	上 六 パ ー セ ン	バ ー セ ント 以 下	二 連 結 T i e	二 連 結 率 1 比 率	二 連 結 T i e	二 連 結 率 1 比 率	一 式 等 T i e r	一 連 結 普 通 株	じ、 当 該 各 号 に 応 じ る 範 囲	本 比 率 の う ち 次 の 各 号 に 掲 げ る 比 率 の 区 分 に 応 じ る 連 結 自 己 資 本 比 率 に 基 準 に 係 る 連 結 自 己 資 本 比 率 に 基 準 に 係 る	上 八 パ ー セ ント 以 上	資 本 比 率 八 パ ー セ ント 以 上
未 満	上 四 パ ー セ ント	率 二 パ ー セ ント 以 下	連 結 自 己 資 本 比 率 に 基 準 に 係 る									
行 の 命 令	の 求 め 及 び そ の 実	と す る。 の 提 出	す る 措 置 を 含 む も の	と す る。 の 提 出	す る 措 置 を 含 む も の	と す る。 の 提 出	す る 措 置 を 含 む も の	と す る。 の 提 出	す る 措 置 を 含 む も の	と す る。 の 提 出	す る 措 置 を 含 む も の	と す る。 の 提 出

第二区分												
・五 パー セ ン	r 1 比 率	二 連結 T i e	未 滿	五 パー セ ント	ト 以 上 二 ・ 二	一 式 等 T i e r	定 め る 範 囲	比 率 の 区 分 に 応	本 比 率 の うち 次 の各号に 掲 げ る	国 際 統 一 基 準 に 係 る 連 結 自 己 資 本 比 率 の 各号に 掲 げ る	三 連 結 總 自 己 資 本 比 率 四 上 八 パー セ ン	ト 未 滿
不利益を被るも	条件に照らして	四 取引の通常の 又は増加の抑制	三 総資産の圧縮	二 配当又は役員 その額の抑制	行 賞与の禁止又は められる計画の 提出及びその実	一 資本の増強に 係る合理的と認 命 令	率 連 結 自 己 資 本 比 率 未 滿	国内基準に係る 率 連 結 自 己 資 本 比 率 上 二 パー セ ント 以 下	次の各号に掲げる 自己資本の充実に 資する措置に係る			

ト未満	上四パーセン	パーント以	資本比率	三連続自己	セント未満	ト以上三パー
			二			

営む業務又は担	条の規定により	業務、法第十一	業務に付随する	業務その他の銀	項各号に掲げる	九法第十条第二	分	八子会社等の株	七子会社等の業	六止	五縮小	四又は抑制	三の受入れの禁止	二又は定期積金等	一条件による預金	〇のと認められる
---------	---------	---------	---------	---------	---------	---------	---	---------	---------	----	-----	-------	----------	----------	----------	----------

第二区分の										
セント未満	一・二三パーセント以上	1比率	式等Ti er	一連結普通株	定める範囲	じ、当該各号に	比率の区分に応する各号に掲げる本比率のうち次の各号に	係る連結自己資本比率	国際統一基準に係る連結自己資本比率	
未満	上一パーセント以上	○パーセント以	率	連絡自己資本比率	国内基準に係る自己資本の充実、大幅な業務の縮小、合併又は銀行業の廃止等の措置のいずれかを選択した上当該選択に係る措置を実施する	十 その他金融庁長官が必要と認める措置	新規の取扱いの禁止	業務の縮小又はより銀行が営む新規の取扱いの禁止	保付社債信託法	その他の法律に
ことの命令										

第三区分									
二 連結 Ti e	一 セント未 満	1 比率	式等 Ti e r	一 連結 普通 株	定 める 範 囲	じ、 当該 各号に 比率の 区分に 応	の各号に 係る連 結自己資 本比率の うち次 率に掲 げる	国際統一 基準に 係る連 結自己資 本比率に 応する	三 連結 総自己 資本比率 百分比 率未 満
							ト未 満	上二 パーセ ン	上一 ・五 パー セント未 満
							率	連 結自己資 本比率	二 連結 Ti e
							満	○パ ーセ ント未 満	
								部の停止の命令	
								業務の全部又は一部	

一  
連結自己資本比率（第十二項に規定する連結自己資本比率をい  
う。次条第一項において同じ。）を指標とする区分

区分に応じ、当 に掲げる比率の 上		非対象区分		自己資本の充実の状況に係る区分		命 令	
区 分	に 掲 げ る 比 率 の イ か ら ハ ま で	本 比 率 の う ち 次	係 る 連 結 自 己 資 本 比 率	国 際 統 一 基 準 に 係 る	有 す る 銀 行 及 び その子会社等	海外 営 業 拠 点 を 有 す る 銀 行 及 び その子会社等	海外 営 業 拠 点 を 有 し な い 銀 行 及 び その子会社等
に 掲 げ る 比 率 の イ か ら ハ ま で	四 パ ー セ ン ト 以 上	率	連 結 自 己 資 本 比 率	国 内 基 準 に 係 る			

(新設)

満	パ ー セ ン ト 未	三 連 結 總 自 己 資 本 比 率	満	パ ー セ ン ト 未	r 1 比 率
---	----------------------------	--	---	----------------------------	------------------

第一区分										該イからハまでに定める範囲					
該イからハまでに応じ、当区分に	比率のうち次に掲げる比率の	のイからハまで	本比率のうち次に掲げる比率の	係る連結自己資本に	国際統一基準に	ハバーベント以上	上八パーセント以	ハバーベント以上	上六パーセント以	ロ連結Tie比率	1比率四・五パーセント以上	式等Tieer連結普通株	イ連結普通株	該イからハまで	
未満	上四パーセント	率二パーセント	連結自己資本比	国内基準に係る											
とする。)の提出する措置を含むもの	て資本の増強に係	善計画(原則とし	的と認められる改	保するための合理	経営の健全性を確										

第二区分									に定める範囲						
のイからハまで	本比率のうち次	係る連結自己資本	国際統一基準に	ハ ト未満	ト未満	上六パーセン	上六パーセン	ロ 連結Tie	満	ト以上四・五	二五パーセン	1比率	式等Tier	イ 連結普通株	
一パーセント以	率	連結自己資本比	国内基準に係る												
海外営業拠点を有	措置に係る命令( )	本の充実に資する	次に掲げる自己資												行の命令の求め及びその実

に掲げる比率の区分に応じ、当該イからハまでに定める範囲										上二パーセント未満
イ 連結普通株式等Tier	1比率	ト以上二・二	五パーセント	ト以上三パー	r1比率	ロ連結Tie	未満	ハ 連結総自己資本比率	ハ 連結総自己資本比率	ト未満
イ 資本の増強に係る合理的と認められる計画の提出及びその実行	口配当又は役員賞与の禁止又はその額の抑制	ハ 総資産の圧縮又は増加の抑制	ハ 取引の通常の条件に照らして	不利益を被るものと認められる条件による預金	又は定期積金等の受入れの禁止	又は抑制	一部の営業所	本	上四パーセント以下未満	上四パーセント以下未満
する銀行及びその子会社等にあつては口に掲げる命令を除く。)										する銀行及びその子会社等にあつては口に掲げる命令を除く。)

禁止	新規の取扱いの 業務の縮小又は より銀行が営む その他の法律に	業務の縮小又は 保付社債信託法 その他の法律に	営む業務又は担 保付社債信託法 その他の法律に	業務、法第十一 条の規定により 業務に付隨する	項各号に掲げる 業務その他の銀 行業に付隨する	式又は持分の処 分  分	ト  子会社等の株 チ  子会社等の業 務の縮小	止  子会社等の業 部の営業所の廃 へ  本店を除く一 縮小	における業務の
----	--	-------------------------------	-------------------------------	-------------------------------	-------------------------------	-----------------	--------------------------------	---	---------

第二区分の													
										国際統一基準に	国内基準に係る		
セント未満	上一・五パーセント未満	パーセント以上	口連結比率	セント未満	一・一二パーセント以上	イ連結普通株式等Tier 1比率	該イからハまでに定める範囲	区分に応じ、当に掲げる比率の	のイからハまでに定める範囲	連結自己資本比率	連結自己資本比	自己資本の充実、大幅な業務の縮小、合併又は銀行業の廃止等の措置の	ヌその他金融庁長官が必要と認める措置
								未満	○パーセント以上	率	率	た上當該選択に係る措置を実施することの命令	

ハ 連 結 総 自 己	満 バ ーセ ント 未 満	パ ーセ ント 未 満	口 連 結 T i e	イ 連 結 普 通 株 式 等 T i e r	に 定 め る 範 囲 1 比 率 〇 バ ー セ ン ト 未 満	の イ か ら ハ ま で 該 イ か ら ハ ま で 区 分 に 応 じ ,	本 比 率 の う ち 次 に 掲 げ る 比 率 の イ か ら ハ ま で の イ か ら ハ ま で 率 〇 パ ー セ ン ト 未 満	国 際 統 一 基 準 に 係 る 連 結 自 己 資 本 比 率 〇 パ ー セ ン ト 未 満	国 内 基 準 に 係 る 連 結 自 己 資 本 比 率 〇 パ ー セ ン ト 未 満	ハ 連 結 総 自 己

二

第十三項に規定する連結資本バツフアーピー率を指標とする区分

満	資本比率 パーセント未
---	----------------

分 区 分	資本バツフ アーノード 第一区分	連結資本バツフ アーピー率	上 ツフアーピー率以 下	最低連結資本バ ツフアーピー率の 四分の三の比率	連結資本バツフ アーピー率	連結資本バツフ アーピー率	連結資本バツフ アーピー率	自己資本の充実の状況に係 る区分	命 令
率未満	本バツフアーピ 率未満	以上最低連結資 本バツフアーピ 率未満	（額を控除した額 回る場合には、零とする。）を上	の六十パーセントの額から、その 連結会計年度（連結財務諸表の作 成に係る期間をいう。以下同じ。） において既に支出した社外流出	（連結会計年度（連結財務諸表の作 成に係る期間をいう。以下同じ。） の六十パーセントの額から、その 連結会計年度（連結財務諸表の作 成に係る期間をいう。以下同じ。） において既に支出した社外流出	（連結会計年度（連結財務諸表の作 成に係る期間をいう。以下同じ。） の六十パーセントの額から、その 連結会計年度（連結財務諸表の作 成に係る期間をいう。以下同じ。） において既に支出した社外流出	（連結会計年度（連結財務諸表の作 成に係る期間をいう。以下同じ。） の六十パーセントの額から、その 連結会計年度（連結財務諸表の作 成に係る期間をいう。以下同じ。） において既に支出した社外流出	（連結会計年度（連結財務諸表の作 成に係る期間をいう。以下同じ。） の六十パーセントの額から、その 連結会計年度（連結財務諸表の作 成に係る期間をいう。以下同じ。） において既に支出した社外流出	（連結会計年度（連結財務諸表の作 成に係る期間をいう。以下同じ。） の六十パーセントの額から、その 連結会計年度（連結財務諸表の作 成に係る期間をいう。以下同じ。） において既に支出した社外流出

（新設）

分 ア ー 第 三 区	資 本 バ ツ フ												
最 低 連 結 資 本 バ ー 比 率	連 結 資 本 バ ツ フ												
制 限 に 係 る 内 容 （ 調 整 税 引 後 利 益 の 二 十 パ ー セ ン ト の 額 か ら、 そ の ）	社 外 流 出 制 限 計 画 （ 社 外 流 出 額 の ）												

3								
第一項第一号及び前項第一号に掲げる表中「海外営業拠点」とは、外國に所在する支店又は法第十六条の二第一項第七号に掲げる会社（銀行の子会社であるものに限る。）であつて、その所在地において常勤の役員又は従業員をいて常勤の役員又は従業員を持つものをいう。								
4								

3 前二項の表中「海外営業拠点」とは、外國に所在する支店又は法第十六条の二第一項第七号に掲げる会社（銀行の子会社であるものに限る。）であつて、その所在地において常勤の役員又は従業員を持つものをいう。

4 第一項及び第二項の表中「国際統一基準」とは、法第十四条の二各号に掲げる基準（以下この条において「自己資本比率基準」とい

ソフアービ率の四分の一の比率以上最低連結資本バツファービ率の二分の一の比率未満	連結会計年度において既に支出した社外出流出額を控除した額（当該額が零を下回る場合には、零とする。）を上限として社外出流出額を制限する内容をいう。）を含む連結資本バツファービ率を回復するために合理的と認められる改善計画をいう。）の提出の求め及びその実行の命令	アーフィー第四区分	資本バツフ	連結資本バツフ	アーフィー比率	最低連結資本バツフアービ率の四分の一の比率未満	ソフアービ率の四分の一の比率未満	

「資本比率基準」という。) のうち海外営業拠点(前項に規定する海外営業拠点をいう。)を有する銀行に係るもの外営業拠点をいう。次項において同じ。)を有する銀行に係るものをする。)

5 第一項第一号及び第二項第一号に掲げる表中「国内基準」とは、自己資本比率基準のうち海外営業拠点を有しない銀行に係るものをする。

6 第一項第一号及び第二項第一号に掲げる表中「定期積金等」とは、法第二条第四項に規定する定期積金等をいう。

7 第一項第一号に掲げる表中「単体自己資本比率」とは、自己資本比率基準のうち法第十四条の二第一号に掲げる基準に係る算式により得られる比率であつて、次項に規定する単体資本バツファーバー比率以外の比率をいい、同表中「単体普通株式等Tie r 1比率」、「単体Tie r 1比率」及び「単体総自己資本比率」とは、単体自己資本比率のうち国際統一基準(第四項に規定する国際統一基準をいう。次項、第十二項及び第十三項において同じ。)に係る算式により得られる比率をいう。

8 第一項第二号に掲げる表中「単体資本バツファーバー比率」とは、自己資本比率基準のうち法第十四条の二第一号に掲げる基準に係る算式により得られる比率であつて、国際統一基準に係る算式により得られる比率をいう。

9 第一項第二号に掲げる表中「最低単体資本バツファーバー比率」とは、法第十四条の二第一号に掲げる基準に係る算式において、単体資本バツファーバー比率(前項に規定する単体資本バツファーバー比率をいう。)

う。)のうち海外営業拠点(前項に規定する海外営業拠点をいう。)を有する銀行に係るものをする。

5 第一項及び第二項の表中「国内基準」とは、自己資本比率基準のうち海外営業拠点を有しない銀行に係るものをする。

6 第一項及び第二項の表中「定期積金等」とは、法第二条第四項に規定する定期積金等をいう。

7 第一項の表中「単体自己資本比率」とは、自己資本比率基準のうち法第十四条の二第一号に掲げる基準に係る算式により得られる比率をいい、同表中「単体普通株式等Tie r 1比率」、「単体Tie r 1比率」及び「単体総自己資本比率」とは、単体自己資本比率のうち国際統一基準(第四項に規定する国際統一基準をいう。次項において同じ。)に係る算式により得られる比率をいう。

(新設)

。次条第四項において同じ。）について指標となる一定水準の比率をいう。

10 第一項第二号に掲げる表中「調整税引後利益」とは、社外流出制

限計画（同表各項（資本バッファーフ非対象区分の項を除く。）命令の欄に規定する社外流出制限計画をいう。）の実行に係る事業年度の前事業年度における損益計算書の税引前当期純利益に、当該前事業年度において費用として計上された次項に規定する社外流出額に相当する額を加算して算出した額から、当該相当する額が費用として計上されなかつた場合に納付すべき税額に相当する額を控除した額をいう。

11 第一項第二号に掲げる表中「社外流出額」とは、銀行における次に掲げる事由（単体普通株式等 Tier 1 比率（第七項に規定する単体普通株式等 Tier 1 比率をいう。以下この項において同じ。）を減少させるものに限る。）に係る額の合計額（特別の理由がある場合において金融庁長官が承認したときは、その承認した額を除く。）をいう。

一 剰余金の配当

二 自己株式（銀行が有する自己の株式をいう。）の取得（取得請求権付株式（会社法（平成十七年法律第八十六号）第二条第十八号に規定する取得請求権付株式をいう。第十六項第二号及び第三条第九項第二号において同じ。）及び取得条項付株式（同法第二条第十九号に規定する取得条項付株式をいう。第十六項第二号及び第三条第九項第二号において同じ。）の取得、同法第四百六十

（新設）

（新設）

一条第一項の規定により、その行為により株主に對して交付する金銭等（同項に規定する金銭等をいう。第十六項第二号及び第三条第九項第二号において同じ。）の帳簿価額の総額が、その行為が効力を生ずる日における分配可能額を超えてはならないとされる同法第四百六十二条第一項各号（第八号を除く。）に掲げる行為による取得並びに同法第四百六十四条第一項の規定により、業務執行者（同項に規定する業務執行者をいう。第十六項第二号及び第三条第九項第二号において同じ。）が、同法第四百六十四条第一項の超過額を支払う義務を負うものとされる株式の取得に限り、当事者の一方の意思表示により当該当事者間において一定価格による株式の売買取引を成立させることができる権利の行使による取得を含む。）

三 単体普通株式等 Tier 1 比率に算入できる株式に係る自己新株予約権（銀行が有する自己の新株予約権をいう。）の取得

四 その他 Tier 1 資本調達手段（第七項に規定する単体 Tier 1 比率に算入できる資本調達手段をいい、単体普通株式等 Tier 1 比率に算入できる資本調達手段を除く。）への配当又は利息の支払及び買戻し又は償還

五 当該銀行の役員及び経営上重要な従業員に対する賞与その他これらに準ずる財産上の利益の支払

六 その他前各号に掲げる事由に準ずるもの

<sup>12</sup> 第二項第一号に掲げる表中「連結自己資本比率」とは、自己資本比率基準のうち法第十四条の二第二号に掲げる基準に係る算式により得られる比

第二項の表中「連結自己資本比率」とは、自己資本比率基準のうち法第十四条の二第二号に掲げる基準に係る算式により得られる比

り得られる比率であつて、次項に規定する連結資本バッファーピー率以外の比率をいい、同表中「連結普通株式等Tier 1比率」、「連結Tier 1比率」及び「連結総自己資本比率」とは、連結自己資本比率連結Tier 1比率」及び「連結総自己資本比率」とは、連結自己資本比率のうち国際統一基準に係る算式により得られる比率をいう。

13| 第二項第二号に掲げる表中「連結資本バッファーピー率」とは、自己資本比率基準のうち法第十四条の二第二号に掲げる基準に係る算式により得られる比率であつて、国際統一基準に係る算式により得られる比率をいう。

14| 第二項第二号に掲げる表中「最低連結資本バッファーピー率」とは、法第十四条の二第二号に掲げる基準に係る算式において、連結資本バッファーピー率（前項に規定する連結資本バッファーピー率をいう。次条第四項において同じ。）について指標となる一定水準の比率をいう。

15| 第二項第二号に掲げる表中「調整税引後利益」とは、社外流出制限計画（同表各項（資本バッファーピー非対象区分の項を除く。）命令の欄に規定する社外流出制限計画をいう。）の実行に係る連結会計年度の前連結会計年度における連結損益計算書の税金等調整前当期純利益に、当該前連結会計年度において費用として計上された次項に規定する社外流出額に相当する額を加算して算出した額から、当該相当する額が費用として計上されなかつた場合に納付すべき税額に相当する額を控除した額をいう。

16| 第二項第二号に掲げる表中「社外流出額」とは、銀行及びその子

率をいい、同表中「連結普通株式等Tier 1比率」、「連結Tier 1比率」及び「連結総自己資本比率」とは、連結自己資本比率のうち国際統一基準に係る算式により得られる比率をいう。

（新設）

（新設）

（新設）

会社等（当該銀行及びその子会社等の連結自己資本比率（第十二項に規定する連結自己資本比率をいう。）の算出に当たり当該銀行の連結の範囲に含まれるものに限る。以下この項において同じ。）における次に掲げる事由（連結普通株式等Tier 1比率（第十二項に規定する連結普通株式等Tier 1比率をいう。以下この項において同じ。）を減少させるものに限る。）に係る額（当該銀行及びその子会社等相互間の流出額を除く。）の合計額（特別の理由がある場合において金融庁長官が承認したときは、その承認した額を除く。）をいう。

一 剰余金の配当

二 自己株式（銀行及びその子会社等（会社に限る。次号において同じ。）が有する自己的株式をいう。）の取得（取得請求権付株式及び取得条項付株式の取得、会社法第四百六十二条第一項の規定により、その行為により株主に対して交付する金銭等の帳簿価額の総額が、その行為が効力を生ずる日における分配可能額を超えてはならないとされる同項各号（第八号を除く。）に掲げる行為による取得並びに同法第四百六十四条第一項の規定により、業務執行者が、同項の超過額を支払う義務を負うものとされる株式の取得に限り、当事者の一方の意思表示により当該当事者間において一定価格による株式の売買取引を成立させることができる権利の行使による取得を含む。）

三 連結普通株式等Tier 1比率に算入できる株式に係る自己新株予約権（銀行及びその子会社等が有する自己的新株予約権をい

う。)の取得

四|その他 Tier 1 資本調達手段（第十二項に規定する連結 Tier 1 比率に算入できる資本調達手段をいい、連結普通株式等 Tier 1 比率に算入できる資本調達手段を除く。）への配当又は利息の支払及び買戻し又は償還

五|当該銀行の役員及び経営上重要な従業員並びに当該銀行の子会社等（主要なものに限る。第三条第九項第五号において同じ。）の経営上重要な役員及び従業員に対する賞与その他これに準ずる財産上の利益の支払

六|その他前各号に掲げる事由に準ずるもの

第二条 銀行が、その自己資本比率（単体自己資本比率又は連結自己資本比率をいう。以下この条において同じ。）が当該銀行又は当該銀行及びその子会社等が従前に該当していた前条第一項第一号又は第二項第一号に掲げる表の区分に係る自己資本比率の範囲を超えて低下したことを知った後、速やかに、その自己資本比率を当該銀行又は当該銀行及びその子会社等が該当する自己資本比率の範囲を超えて低下したことを知った後、速やかに、その自己資本比率を当該銀行又は当該銀行及びその子会社等が該当する自己資本比率の範囲を超えて確実に改善するための合理的と認められる計画を金融庁長官に提出した場合には、当該銀行について、当該区分に応じた命令は、当該銀行及びその子会社等の自己資本比率以上で当該計画の実施後に見込まれる当該銀行又は当該銀行及びその子会社等の自己資本比率以下での自己資本比率に係るこれらの表の区分（非対象区分を除く。）に掲げる命令とする。た

第二条 銀行が、その自己資本比率（前条第七項に規定する単体自己資本比率又は同条第八項に規定する連結自己資本比率をいう。以下この条において同じ。）が当該銀行又は当該銀行及びその子会社等が従前に該当していた前条第一項又は第二項の表の区分に係る自己資本比率の範囲を超えて低下したことを知った後、速やかに、その自己資本比率を当該銀行又は当該銀行及びその子会社等が該当するこれらの表の区分に係る自己資本比率の範囲を超えて確実に改善するための合理的と認められる計画を金融庁長官に提出した場合には、当該銀行について、当該区分に応じた命令は、当該銀行又は当該銀行及びその子会社等の自己資本比率以上で当該計画の実施後に見込まれる当該銀行又は当該銀行及びその子会社等の自己資本比率以下での自己資本比率に係るこれらの表の区分（非対象区分を除く。）

だし、当該計画が合理的でないことが明らかになった場合には、当該銀行について、当該銀行又は当該銀行及びその子会社等が該当するこれらの表の区分に係る命令は、同条第一項（単体自己資本比率に係る部分に限る。）又は第二項（連結自己資本比率に係る部分に限る。）のとおりとする。

2 前条第一項第一号又は第二項第一号に掲げる表の第三区分に該当する銀行の貸借対照表又は銀行及びその子会社等に係るこれらの会社について連結して記載した貸借対照表の資産の部に計上されるべき金額（次の各号に掲げる資産については、当該各号に定める価額とする。次項において同じ。）の合計額がこれらの貸借対照表の負債の部に計上されるべき金額の合計額を上回る場合又は上回ると見込まれる場合には、当該銀行について、当該区分に応じた命令は、同条第一項第一号又は第二項第一号に掲げる表の第二区分の二に掲げる命令を含むものとする。

一〇三 （略）

3 前条第一項第一号又は第二項第一号に掲げる表の第三区分以外の区分に該当する銀行の貸借対照表又は銀行及びその子会社等に係るこれらの会社について連結して記載した貸借対照表の資産の部に計上されるべき金額の合計額がこれらの貸借対照表の負債の部に計上されるべき金額の合計額を下回る場合又は下回ると見込まれる場合には、当該銀行について、当該区分に応じた命令は、同条第一項第一号又は第二項第一号に掲げる表の第三区分に掲げる命令を含むものとする。

に掲げる命令とする。ただし、当該計画が合理的でないことが明らかになった場合には、当該銀行について、当該銀行又は当該銀行及びその子会社等が該当するこれらの表の区分に係る命令は、同条第一項又は第二項のとおりとする。

2 前条第一項又は第二項の表の第三区分に該当する銀行の貸借対照表又は銀行及びその子会社等に係るこれらの会社について連結して記載した貸借対照表の資産の部に計上されるべき金額（次の各号に掲げる資産については、当該各号に定める価額とする。次項において同じ。）の合計額がこれらの貸借対照表の負債の部に計上されるべき金額の合計額を上回る場合又は上回ると見込まれる場合には、当該銀行について、当該区分に応じた命令は、同条第一項又は第二項の表の第二区分の二に掲げる命令を含むものとする。

一〇三 （略）

3 前条第一項又は第二項の表の第三区分以外の区分に該当する銀行の貸借対照表又は銀行及びその子会社等に係るこれらの会社について連結して記載した貸借対照表の資産の部に計上されるべき金額の合計額がこれらの貸借対照表の負債の部に計上されるべき金額の合計額を下回る場合又は下回ると見込まれる場合には、当該銀行について、当該区分に応じた命令は、同条第一項又は第二項の表の第三区分に掲げる命令を含むものとする。

4

銀行が適格性の認定等に係る合併等（預金保険法（昭和四十六年法律第三十四号）第六十五条に規定する適格性の認定等に係る同法第五十九条第二項に規定する合併等をいう。第四条第四項各号において同じ。）を行つた救済金融機関（同法第五十九条第一項に規定する救済金融機関をいう。第四条第四項第二号において同じ。）又は特定適格性認定等に係る特定合併等（同法第百二十六条第二号において同じ。）又は特定適格性認定等に係る同法第百二十六条の二十八第二項に規定する特定合併等をいう。第四条第四項各号において同じ。）を行つた特定救済金融機関等（同法第百二十六条の二十八第一項に規定する特定救済金融機関等をいう。第四条第四項第二号において同じ。）に該当する場合には、当該銀行について、当該銀行又は当該銀行及びその子会社等が該当する前条第一項各号又は第二項各号に掲げる表の区分に応じた命令は、当該銀行又は当該銀行及びその子会社等の自己資本比率以上の自己資本比率又は資本バッファーパー比率（単体資本バッファーパー比率又は連結資本バッファーパー比率をいう。以下この項及び次条において同じ。）以上の資本バッファーパー比率に係るこれらの表の区分に掲げる命令とする。

5 銀行が預金保険法附則第七条第一項第一号に規定する協定銀行である場合には、当該銀行について、当該銀行又は当該銀行及びその子会社等が該当する前条第一項各号又は第二項各号に掲げる表の区分に応じた命令は、これらの表の非対象区分又は資本バッファーパー非対象区分に掲げる命令とする。

4

銀行が適格性の認定等に係る合併等（預金保険法（昭和四十六年法律第三十四号）第六十五条に規定する適格性の認定等に係る同法第五十九条第二項に規定する合併等をいう。第四条第四項において同じ。）を行つた救済金融機関（同法第五十九条第一項に規定する救済金融機関をいう。第四条第四項第二号において同じ。）又は特定適格性認定等に係る特定合併等（同法第百二十六条の三十一に規定する特定適格性認定等に係る同法第百二十六条の二十八第二項に規定する特定合併等をいう。第四条第四項において同じ。）を行つた特定救済金融機関等（同法第百二十六条の二十八第一項に規定する特定救済金融機関等をいう。同号において同じ。）に該当する場合には、当該銀行について、当該銀行又は当該銀行及びその子会社等が該当する前条第一項又は第二項の表の区分に応じた命令は、当該銀行又は当該銀行及びその子会社等の自己資本比率以上の自己資本比率に係るこれらの表の区分に掲げる命令とする。

5 銀行が預金保険法附則第七条第一項第一号に規定する協定銀行である場合には、当該銀行について、当該銀行又は当該銀行及びその子会社等が該当する前条第一項又は第二項の表の区分に応じた命令は、これらの表の非対象区分に掲げる命令とする。

**第二条の二** 銀行は、社外流出制限計画（第一条第一項第二号に掲げる表各項（資本バッファー非対象区分の項を除く。）命令の欄又は同条第二項第二号に掲げる表各項（資本バッファー非対象区分の項を除く。）命令の欄に規定する社外流出制限計画をいう。以下この条において同じ。）の実行に係る事業年度又は連結会計年度に続く事業年度又は連結会計年度において、業務報告書（法第十九条第一項又は第二項の規定による業務報告書をいう。以下この条において同じ。）に記載した資本バッファー比率に対応する第一条第一項第二号又は第二項第二号に掲げる表の自己資本の充実の状況に係る区分（これらの表の資本バッファー非対象区分を除く。以下この条において「業務報告書に記載した資本バッファー比率に係る区分」という。）が、従前に該当していた区分と異なる場合には、当該銀行は、業務報告書に記載した資本バッファー比率に係る区分に係る社外流出制限計画を速やかに金融庁長官に提出するものとする。この場合において、当該銀行について、これらの表の区分に応じた命令は、業務報告書に記載した資本バッファー比率に係る区分に掲げる命令とする。

（銀行持株会社及びその子会社等の自己資本の充実に係る区分及びこれに応じた命令）

**第三条** 法第五十二条の三十三第二項の内閣府令・財務省令で定める銀行持株会社及びその子会社等（法第五十二条の二十五に規定する子会社等をいう。以下この条及び次条において同じ。）の自己資本

（新設）

（銀行持株会社及びその子会社等の自己資本の充実に係る区分及びこれに応じた命令）

**第三条** 法第五十二条の三十三第二項の内閣府令・財務省令で定める自己資本の充実の状況に係る区分及び当該区分に応じ内閣府令・財務省令で定める命令は、次条に定める場合を除き、次の表のとおり

の充実の状況に係る区分及び当該区分に応じ内閣府令・財務省令で定める命令は、次条及び第五条に定める場合を除き、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に掲げる表のとおりとする。

とする。

自己資本の充実の状況に係る区分									
非対象区分									
1 比率 四 式等 T ie r	国際統一基準に 係る連結自己資 本比率のうち次 の各号に掲げる 比率の区分に応 じ、当該各号に 定める範囲			上	率 四 パ ー セ ン ト 以	国内基準に係る 連結自己資本比	海外営業拠点を 有する銀行等を 子会社とする銀 行持株会社及び その子会社等		
命 令									

第一区分																
ト以上四・五	二五パーセン	1比率	式等Ti er	一連結普通株	定める範囲	じ、当該各号に	比率の区分に応	の各号に掲げる	係る連結自己資本比率のうち次	国際統一基準に	上	三連結総自己	上	二連結Ti e	以上	五パーセント
											未満	率	連結自己資本比	国内基準に係る		
											上四パーセント以	二パーセント以				
の命令	求め及びその実行	する。)の提出の	する。	措置を含むものと	資本の増強に係る	計画(原則として	と認められる改善	するための合理的	當の健全性を確保	その子会社等の経	銀行持株会社及び					

		第二区分			
1 比率 式等 T i e r	一 連結普通株 定める範囲	じ、当該各号に 比率の区分に応 じる連続自己資 本比率のうち次 の各号に掲げる 比率に掲げる	国際統一基準に 係る連結自己資 本比率のうち次 の各号に掲げる	三 ト未満 上八パーセン ト未満 八 六 二 満	二 連結T i e 比率 三 上六パーセン ト未満 上 六 二 満 バ ー セ ント 未
一 ・		未 満	率 上二 二 パ ー セ ント 以	連 接 自 己 資 本 比	
			国内基準に係る		
に 係 る 合 理 的 と	等 の 資 本 の 増 強	及 び そ の 子 会 社	令 一 銀 行 持 株 会 社	次 の 各 号 に 掲 げ る	
			自 己 資 本 の 充 実 に 資 する 措 置 に 係 る 命 令	銀 行 持 株 会 社 及 び そ の 子 会 社	

二 二区分の									
本比率のうち次 率	係る連結自己資 本比率に係る 率	国際統一基準に 係る連結自己資 本比率に係る 率	上四 ト未満 パー セント以 下	上四 ト未満 パー セント以 下	三 連 結 資 本 比 率 セ ント 未 満 パー セ ント 以 下	二 連 結 資 本 比 率 セ ント 未 満 パー セ ント 以 下	二 連 結 資 本 比 率 セ ント 未 満 パー セ ント 以 下	二 連 結 資 本 比 率 セ ント 未 満 パー セ ント 以 下	一 三 パ ー セ ン ト ト 以 上 二 ・ 二 五 パ ー セ ン ト ト 以 上 二 ・ 二 未 満 二 連 結 資 本 比 率 セ ント 未 満 パー セ ント 以 下
己資本の充実、合 その子会社等の自 銀持株会社及び める措置	五 長官が必要と認 めの処分	四 子会社等（銀 行等を除く。） の株式又は持分	三 等の総資産の圧 縮又は増加の抑 制	二 の配当又は役員 賞与の禁止又は その額の抑制	二 銀行持株会社 の実行	認められる計画 の提出及びその 実行			

第三区分														
係る連結自己資本に 基準に	国際統一基準 上二二パーセント以 下未満	三 連結総自己 資本比率 上一・五パー セント未満 百分比 率以上 百分比 率以下	二 連結Tier 1比率 百分比 率以上 百分比 率以下	一 連結普通株 百分比 率以上 百分比 率以下	定める範囲 の各号に掲げる 比率の区分に応 じ、当該各号に	○パーセント以 上未満								
連結自己資本比 に係る。	国内基準に 係る。 子会社等 (銀行等) の株式													

自己資本の充実の状況に係る区分	一 連結自己資本比率（第五項に規定する連結自己資本比率をいう。 ○次条において同じ。）を指標とする区分	
	命	令

(新設)

満	三 連 結 總 自 己 資 本 比 率 パ ー セ ン ト 未 ○	満	二 連 結 T i e 1 比 率 パ ー セ ン ト 未 ○	二 連 結 T i e 1 比 率 パ ー セ ン ト 未 ○	一 連 結 普 通 株 式 等 T i e 1 比 率 パ ー セ ン ト 未 ○	比率の各号に掲げる各号に応じ、当該各号に定める範囲	比率のうち次の各号に掲げる各号に応じ、当該各号に定める範囲
						満 ○パ ー セ ン ト 未	満 ○パ ー セ ン ト 未

の処分

非対象区分	海外営業拠点を 有する銀行等を	子会社とする銀 行持株会社及び その子会社等	海外営業拠点を 有する銀行等を	子会社としてい る銀行持株会社 及びその子会社等	海外営業拠点を 有する銀行等を									

比率 百分比 ント以 上	ロ 連 結 Ti e	以上	イ 連 結 普通 株	本 比 率 の う ち 次 の イ か ら ハ ま で に 定 め る 範 囲 該 イ か ら ハ ま で 区 分 に 応 じ 、 当 に 掲 げ る 比 率 の 上 四 パ ー セ ン ト	国 際 統 一 基 準 に 係 る 連 結 自 己 資 本 比 率 に 定 め る 範 囲 該 イ か ら ハ ま で 区 分 に 応 じ 、 當 に 掲 げ る 比 率 の 上 四 パ ー セ ン ト 以 上	連 結 自 己 資 本 比 率 に 定 め る 範 囲 該 イ か ら ハ ま で 区 分 に 応 じ 、 當 に 掲 げ る 比 率 の 上 四 パ ー セ ン ト 以 上	社 等	社 及 び そ の 子 会 社 等	行 持 株 会 社 及 び そ の 子 会 社 等	子 会 社 と す る 銀 行	海 外 営 業 拠 点 を 有 す る 銀 行 等 を
-----------------------	------------------------	----	------------------------	--	---	--	--------	---	---	--------------------------------------	--

第一区分											
上 ハ 連 結 総 自 己 資 本 比 率 八 八 上 ハ 連 結 総 自 己 資 本 比 率 八 八											
国際統一基準に係る連結自己資本比率のイからハまでに掲げる比率の区分に応じ、当該イからハまでに定める範団に定める範団										国内基準に係る連結自己資本比率未満	
銀行持株会社及びその子会社等の経営の健全性を確保するための合理的と認められる改善計画（原則として資本の増強に係る措置を含むものとする。）の提出の求め及びその実行の命令											

第二区分																				
五 パ ー セ ント	ト 以 上 二 ・ 二	一 三 パ ー セ ン	1 比 率	一 ・	式 等 T i e r	イ 連 結 普 通 株	該 イ か ら ハ ま で	区 分 に 応 じ、 当 に 定 め る 範 囲	の イ か ら ハ ま で	に 掲 げ る 比 率 の う ち 次	本 比 率 の う ち 次	国 際 統 一 基 準 に 係 る 連 結 自 己 資	ハ 連 結 總 自 己	資 本 比 率 四 ト 未 満	上 六 パ ー セ ン	ト 未 満	パ ー セ ント 以 上 八 パ ー セ ン	ハ 連 結 總 自 己	資 本 比 率 四 ト 未 満	パ ー セ ント 以 上 六 パ ー セ ン
未 満	上 二 二 パ ー セ ント	率	連 結 自 己 資 本 比	内 国 内 基 準 に 係 る	次 に 掲 げ る 銀 行 持															
等 の 資 本 の 増 強	及 び そ の 子 会 社	イ 」 銀 行 持 株 会 社	掲 げ る 命 令 を 除 く	社 に あ つ て は 口 に	外 営 業 拠 点 を 有 す	置 に 係 る 命 令 (海 外 銀 行 等 を 子 会 社 と す る 銀 行 持 株 会 社 に あ つ て は 口 に	会 社 等 の 自 己 資 本	株 会 社 及 び そ の 子 会 社												

二 第二区分の 係る連結自己資本に	国際統一基準に	未満	ロ連結Tie比率一	口r1比率一	セント未満	ト以上三パー	ト以上三パー	ハ連結総自己資本比率二	上四パーセン二	ト未満	ハ連结百分比
連結自己資本比	国内基準に係る	実行	銀行持株会社の配当又は役員賞与の禁止又はその額の抑制	銀行持株会社及びその子会社等の総資産の圧縮又は増加の抑制	ハ銀行持株会社及びその子会社等の総資産の圧縮又は増加の抑制	ハ銀行持株会社及びその子会社等の総資産の圧縮又は増加の抑制	ハ銀行持株会社及びその子会社等の総資産の圧縮又は増加の抑制	ハ銀行持株会社及びその子会社等の総資産の圧縮又は増加の抑制	ハ銀行持株会社及びその子会社等の総資産の圧縮又は増加の抑制	ハ銀行持株会社及びその子会社等の総資産の圧縮又は増加の抑制	に係る合理的と認められる計画の提出及びその実行
その子会社等の自 銀 行 持 株 会 社 及 び	銀行持株会社及び その子会社等の自 本 長 官 が 必 要 と 認 め る 措 置	二 子会社等（銀 行等を除く。） の株式又は持分 の処分	本その他金融庁 の処分	二 制	二 制	二 制	二 制	二 制	二 制	二 制	二 制

ト未満	上二。パー%セント以	ハ	資本比率	ハ	セント未満	上一・五%パ	パー%セント以	r1比率	口連結Tie	セント未満	一・一三%パ	1比率	イ式等Ti	イ連結普通株	該イからハまでに定める範囲	区分に応じ、當該イからハまでに掲げる比率の	本比率のうち次のイからハまでに掲げる比率の	率	

## 第三区分

国際統一基準に係る連結自己資本比率のうち次のイからハまでに掲げる比率の区分に応じ、当該イからハまでに定める範囲に該する連結普通株式等Tireの比率(1セント未満)のうち、(1)連結比率(2)連結Tireの比率(3)百分率未満の比率(4)百分率未満の比率(5)百分率未満の比率(6)百分率未満の比率(7)百分率未満の比率(8)百分率未満の比率(9)百分率未満の比率(10)百分率未満の比率(11)百分率未満の比率											国内基準に係る連結自己資本比率		子会社等(銀行等)の処分に限る。)の株式		
満 パーセント未 ○	ハ 連結総自己 比率 ○	ハ 百分率未 ○	満 百分率未 ○	ハ 百分率未 ○	口 1比率 ○	口 1比率 ○	1比率 ○	1比率 ○	1比率 ○	1比率 ○	該イからハまでに定める範囲に該する連結普通株式等Tireの比率(1セント未満)のうち、(1)連結比率(2)連結Tireの比率(3)百分率未満の比率(4)百分率未満の比率(5)百分率未満の比率(6)百分率未満の比率(7)百分率未満の比率(8)百分率未満の比率(9)百分率未満の比率(10)百分率未満の比率(11)百分率未満の比率	満 ○	率 ○	率 ○	率 ○

二 第六項に規定する連結資本バッファー比率を指標とする区分

(新設)

									自己資本の充実の状況に係る区分						
区分	アーネ対象	資本バツフ	アーネ第一区分	資本バツフ	国際統一基準に係る連結資本バツフアービ率	上	最低連結資本バツフアービ率以	ツフアービ率	国際統一基準に係る連結資本バツフアービ率						
結資本バツフアービ	いう。)を含む連	を制限する内容を	として社外流出額	とする。(を上限	回る場合には、零	(当該額が零を下	に支出した社外流	から、その連結会	計年度において既	十パーセントの額	整税引後利益の六	限に係る内容(調	社外流出額の制	命	令

ア一第二区	資本バツフ	国際統一基準に係る連結資本バツフア一比率	（社外流出額の制限に係る内容（調査年度において既に支出した社外流出額を控除した額（当該額が零を下回る場合には、零とする。）を上限として社外流出額を制限する内容をいう。）を含む連結資本バツフア一比率未満）	（社外流出制限計画	求め及びその実行の命令	いう。）の提出の求め及びその実行	めに合理的と認められる改善計画を	比率を回復するため

ア一第三区	資本バツフ	国際統一基準に係る連結資本バツフア一比率	（社外流出額の制限に係る内容（調査年度において既に支出した社外流出額を控除した額（当該額が零を下回る場合には、零とする。）を上限として社外流出額を制限する内容をいう。）を含む連結資本バツフア一比率未満）	四分の一の比率以上最低連結資本バツフア一比率の二分の一の比率未満	最低連結資本バツフア一比率の四分の一の比率以上最低連結資本バツフア一比率の二分の一の比率未満	（社外流出制限計画	求め及びその実行の命令	比率を回復するために合理的と認められる改善計画をいう。）の提出の

2								
3	前項第一号に掲げる表中「海外営業拠点」とは、外国に所在する支店又は法第十六条の二第一項第七号に掲げる会社（銀行等の子会社であるものに限る。）であつて、その所在地において常勤の役員又は従業員を又は従業員を持つものをいう。							
3	前項第一号に掲げる表中「国際統一基準」とは、自己資本比率基準（法第五							

基準（法第五十二条の二十五に規定する基準をいう。以下同じ。）のうち海外営業拠点（前項に規定する海外営業拠点をいう。次項において同じ。）を有する銀行等を子会社とする銀行持株会社及びその子会社等に係るもの）をいう。

4 第一項第一号に掲げる表中「国内基準」とは、自己資本比率基準のうち海外営業拠点を有する銀行等を子会社としていない銀行持株会社及びその子会社等に係るもの）をいう。

5 第一項第一号に掲げる表中「連結自己資本比率」とは、自己資本比率基準に係る算式により得られる比率であつて、次項に規定する連結資本バッファーピー率以外の比率をいい、同表中「連結普通株式等Tier 1比率」、「連結Tier 1比率」及び「連結総自己資本比率」とは、連結自己資本比率のうち国際統一基準（第三項に規定する国際統一基準をいう。次項において同じ。）に係る算式により得られる比率をいう。

6 第一項第二号に掲げる表中「連結資本バッファーピー率」とは、自己資本比率基準のうち国際統一基準に係る算式により得られる比率をいう。

7 第一項第二号に掲げる表中「最低連結資本バッファーピー率」とは、自己資本比率基準に係る算式において、連結資本バッファーピー率（前項に規定する連結資本バッファーピー率をいう。次条第四項及び第五条において同じ。）について指標となる一定水準の比率をいう。

8 第一項第二号に掲げる表中「調整税引後利益」とは、社外流出制

十二条の二十五に規定する基準をいう。次項及び第五項において同じ。）のうち海外営業拠点（前項に規定する海外営業拠点をいう。次項において同じ。）を有する銀行等を子会社とする銀行持株会社及びその子会社等に係るもの）をいう。

4 第一項の表中「国内基準」とは、自己資本比率基準のうち海外営業拠点を有する銀行等を子会社としていない銀行持株会社及びその子会社等に係るもの）をいう。

5 第一項の表中「連結自己資本比率」とは、自己資本比率基準に係る算式により得られる比率をいい、同表中「連結普通株式等Tier 1比率」、「連結Tier 1比率」及び「連結総自己資本比率」とは、連結自己資本比率のうち国際統一基準（第三項に規定する国際統一基準をいう。）に係る算式により得られる比率をいう。

（新設）

（新設）

限計画（同表各項（資本バッファー非対象区分の項を除く。）命令の欄に規定する社外流出制限計画をいう。）の実行に係る連結会計年度の前連結会計年度における連結損益計算書の税金等調整前当期純利益に、当該前連結会計年度において費用として計上された次項に規定する社外流出額に相当する額を加算して算出した額から、当該相当する額が費用として計上されなかつた場合に納付すべき税額に相当する額を控除した額をいう。

9 第一項第二号に掲げる表中「社外流出額」とは、銀行持株会社及びその子会社等（当該銀行持株会社及びその子会社等の連結自己資本比率（第五項に規定する連結自己資本比率をいう。）の算出に当たり当該銀行持株会社の連結の範囲に含まれるものに限る。以下この項において同じ。）における次に掲げる事由（連結普通株式等Tier 1比率（第五項に規定する連結普通株式等Tier 1比率をいう。以下この項において同じ。）を減少させるものに限る。）に係る額（当該銀行持株会社及びその子会社等相互間の流出額を除く。）の合計額（特別の理由がある場合において金融庁長官が承認したときは、その承認した額を除く。）をいう。

一 剰余金の配当

二 自己株式（銀行持株会社及びその子会社等（会社に限る。次号において同じ。）が有する自己的株式をいう。）の取得（取得請求権付株式及び取得条項付株式の取得、会社法第四百六十一條第一項の規定により、その行為により株主に対して交付する金銭等の帳簿価額の総額が、その行為が効力を生ずる日における分配可

（新設）

能額を超えてはならないとされる同項各号（第八号を除く。）に掲げる行為による取得並びに同法第四百六十四条第一項の規定により、業務執行者が、同項の超過額を支払う義務を負うものとされる株式の取得に限り、当事者の一方の意思表示により当該当事者において一定価格による株式の売買取引を成立させることができることができる権利の行使による取得を含む。）

三 連結普通株式等 Tier 1 比率に算入できる株式に係る自己新株予約権（銀行持株会社及びその子会社等が有する自己の新株予約権をいう。）の取得

四 その他 Tier 1 資本調達手段（第五項に規定する連結 Tier 1 比率に算入できる資本調達手段をいい、連結普通株式等 Tier 1 比率に算入できる資本調達手段を除く。）への配当又は利息の支払及び買戻し又は償還

五 当該銀行持株会社の役員及び経営上重要な従業員並びに当該銀行持株会社の子会社等の経営上重要な役員及び従業員に対する賞与その他これに準ずる財産上の利益の支払

六 その他前各号に掲げる事由に準ずるもの

10 (略)  
(削る)

7 | 6 |  
(略)

この条及び次条において「子会社等」とは、法第五十二条の二十五に規定する子会社等をいう。

第四条 銀行持株会社が、当該銀行持株会社及びその子会社等の連結自己資本比率が当該銀行持株会社及びその子会社等が從前に該当し

第四条 銀行持株会社が、当該銀行持株会社及びその子会社等の連結自己資本比率（前条第五項に規定する連結自己資本比率をいう。以

ていた前条第一項第一号に掲げる表の区分に係る連結自己資本比率の範囲を超えて低下したことを知った後、速やかに、その連結自己資本比率を当該銀行持株会社及びその子会社等が該当する同表の区分に係る連結自己資本比率の範囲を超えて確実に改善するための合理的と認められる計画を金融庁長官に提出した場合には、当該銀行持株会社について、当該区分に応じた命令は、当該銀行持株会社及びその子会社等の連結自己資本比率以上で当該計画の実施後に見込まれる当該銀行持株会社及びその子会社等の連結自己資本比率以下の連結自己資本比率に係る同表の区分（非対象区分を除く。）に掲げる命令とする。ただし、当該計画が合理的でないことが明らかになつた場合には、当該銀行持株会社について、当該銀行持株会社及びその子会社等が該当する同表の区分に係る命令は、同項（連結自己資本比率に係る部分に限る。）のとおりとする。

2 前条第一項第一号に掲げる表の第三区分に該当する銀行持株会社及びその子会社等に係るこれらの会社について連結して記載した貸借対照表の資産の部に計上されるべき金額（次の各号に掲げる資産については、当該各号に定める価額とする。次項において同じ。）の合計額が当該合計額が当該貸借対照表の負債の部に計上されるべき金額の合計額を上回る場合又は上回ると見込まれる場合には、当該銀行持株会社について、当該区分に応じた命令は、同表の第二区分の二に掲げる命令を含むる命令を含むものとする。

一〇三 （略）

下この条において同じ。）が当該銀行持株会社及びその子会社等が従前に該当していた前条第一項の表の区分に係る連結自己資本比率の範囲を超えて低下したことを知った後、速やかに、その連結自己資本比率を当該銀行持株会社及びその子会社等が該当する同表の区分に係る連結自己資本比率の範囲を超えて確実に改善するための合理的と認められる計画を金融庁長官に提出した場合には、当該銀行持株会社について、当該区分に応じた命令は、当該銀行持株会社及びその子会社等の連結自己資本比率以上で当該計画の実施後に見込まれる当該銀行持株会社及びその子会社等の連結自己資本比率以下の連結自己資本比率に係る同表の区分（非対象区分を除く。）に掲げる命令とする。ただし、当該計画が合理的でないことが明らかになつた場合には、当該銀行持株会社について、当該銀行持株会社及びその子会社等が該当する同表の区分に係る命令は、同項（連結自己資本比率に係る部分に限る。）のとおりとする。

2 前条第一項の表の第三区分に該当する銀行持株会社及びその子会社等に係るこれらの会社について連結して記載した貸借対照表の資産の部に計上されるべき金額（次の各号に掲げる資産については、当該各号に定める価額とする。次項において同じ。）の合計額が当該合計額が当該貸借対照表の負債の部に計上されるべき金額の合計額を上回る場合又は上回ると見込まれる場合には、当該銀行持株会社について、当該区分に応じた命令は、同表の第二区分の二に掲げる命令を含むるものとする。

一〇三 （略）

3 前条第一項第一号に掲げる表の第三区分以外の区分に該当する銀行持株会社及びその子会社等に係るこれらの会社について連結して記載した貸借対照表の資産の部に計上されるべき金額の合計額が当該貸借対照表の負債の部に計上されるべき金額の合計額を下回る場合又は下回ると見込まれる場合には、当該銀行持株会社について、当該区分に応じた命令は、同表の第三区分に掲げる命令を含むものとする。

4 次に掲げる場合のいずれかに該当するときは、銀行持株会社について、当該銀行持株会社及びその子会社等が該当する前条第一項各号に掲げる表の区分に応じた命令は、当該銀行持株会社及びその子会社等の連結自己資本比率以上の連結自己資本比率に係る同表の区分又は連結資本バッファーパー比率以上の連結資本バッファーパー比率に係る同表の区分に掲げる命令とする。

#### 一・二 (略)

3 前条第一項の表の第三区分以外の区分に該当する銀行持株会社及びその子会社等に係るこれらの会社について連結して記載した貸借対照表の資産の部に計上されるべき金額の合計額が当該貸借対照表の負債の部に計上されるべき金額の合計額を下回る場合又は下回ると見込まれる場合には、当該銀行持株会社について、当該区分に応じた命令は、同表の第三区分に掲げる命令を含むものとする。

4 次に掲げる場合のいずれかに該当するときは、銀行持株会社について、当該銀行持株会社及びその子会社等が該当する前条第一項の表の区分に応じた命令は、当該銀行持株会社及びその子会社等の連結自己資本比率以上の連結自己資本比率に係る同表の区分に掲げる命令とする。

#### 一・二 (略)

### 第五条 銀行持株会社は、社外流出制限計画（第三条第一項第二号に

掲げる表各項（資本バッファーパー非対象区分の項を除く。）命令の欄

に規定する社外流出制限計画をいう。以下この条において同じ。）

の実行に係る連結会計年度に続く連結会計年度において、業務報告書（法第五十二条の二十七第一項の規定による業務報告書をいう。

以下この条において同じ。）に記載した連結資本バッファーパー比率に

対応する同表の自己資本の充実の状況に係る区分（同表の資本バッ

ファー非対象区分を除く。以下この条において「業務報告書に記載

（新設）

した連結資本バッファービ率に係る区分」という。)が、従前に該当していた区分と異なる場合には、当該銀行持株会社は、業務報告書に記載した連結資本バッファービ率に係る区分に係る社外流出制限計画を速やかに金融庁長官に提出するものとする。この場合において、当該銀行持株会社について、同表の区分に応じた命令は、業務報告書に記載した連結資本バッファービ率に係る区分に掲げる命令とする。

第六条・第七条 (略)

第五条・第六条 (略)

二 信用金庫法第八十九条第一項において準用する銀行法第二十六条第二項に規定する区分等を定める命令（平成十二年総理府令第四十一号）

改 正 案

現 行

（自己資本の充実の状況に係る区分及びこれに応じた命令）

第三条 法第八十九条第二項及び信用金庫法施行令（昭和四十三年政令第百四十二号）第十三条第一項において読み替えられた法第八十九条第一項において準用する銀行法（以下「銀行法」という。）第二十六条第二項の内閣府令・財務省令で定める信用金庫又は信用金庫連合会（以下「金庫」と総称する。）の自己資本の充実の状況に係る区分及び当該区分に応じ内閣府令・財務省令で定める命令は、次条及び第五条に定める場合を除き、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に掲げる表のとおり（第二号に掲げる区分にあつては、第三項に規定する海外拠点を有する信用金庫連合会の自己資本の充実の状況に係るものに限る。）とする。

（自己資本の充実の状況に係る区分及びこれに応じた命令）

第三条 法第八十九条第二項及び信用金庫法施行令（昭和四十三年政令第百四十二号）第十三条第一項において読み替えられた法第八十九条第一項において準用する銀行法（以下「銀行法」という。）第二十六条第二項の内閣府令・財務省令で定める信用金庫又は信用金庫連合会（以下「金庫」と総称する。）の自己資本の充実の状況に係る区分及び当該区分に応じ内閣府令・財務省令で定める命令は、次条に定める場合を除き、次の表のとおりとする。

自己資本の充実の状況に係る区分		命 令
信用金庫又は海 外拠点を有しな い信用金庫連合 会	海外拠点を有す る信用金庫連合 会	

第一区分													非対象区分
国内基準に係る													国内基準に係る
国際統一基準に係る	上  パーセント以 上  比率 三  資本 比率 単体 総自己	上  パーセント以 上  比率 二  単体 比率 以上	二  以上	五  パーセント 1比率 四・	一  資等 資 等 T i e r 普通 出	定める 範囲	じ、 当該各号に 比率の区分に応 する各号に掲げる 比率のうち次 の各号に掲げる 比率に係る単体自己資	本比率 の各号に掲げる 比率のうち次 の各号に掲げる 比率に係る単体自己資	本比率 の各号に掲げる 比率のうち次 の各号に掲げる 比率に係る単体自己資	本比率 の各号に掲げる 比率のうち次 の各号に掲げる 比率に係る単体自己資	本比率 の各号に掲げる 比率のうち次 の各号に掲げる 比率に係る単体自己資	本比率 の各号に掲げる 比率のうち次 の各号に掲げる 比率に係る単体自己資	国際統一基準に 係る
経営の健全性を確 保する													

率	単体自己資本比	係る単体自己資	本比率のうち次	と認められる改	保するための合理
二二パーセント以	未満	の各号に掲げる	の各号に	（原則とし	
上四パーセント以	未満	比率の区分に応	じ、当該各号に	善計画	
二二パーセント以	未満	定める範囲	に		
一単体普通出	資等Tier	比率	比率の区分に応	て自己資本の充実	
二五パーセント未	二五パーセント未	1比率	の各号に	に係る措置を含む	
ト以上四・五	ト以上四・五	二・	じ、当該各号に	ものとする。）の	
二五パーセント未	二五パーセント未	二・	に	提出の求め及びそ	
ト未満	ト未満	二・	の実行の命令	の	
三単体総自己	三単体Tier	比率			
上六パーセン	上六パーセン	比率			
ト未満	ト未満	比率			
上八パーセン	上八パーセン	比率			
ト未満	ト未満	比率			
三	三	二			
資本比率	資本比率	満			
四	四	ト			

第二区分											
国内基準に係る											
率											
未満	上二パーセント以	一パーセント以	単体自己資本比	国際統一基準に	本比率のうち次	係る単体自己資	比率の区分に応	じ、当該各号に	比率の各号に掲げる	率	国内基準に係る
二 単体T ier 比率 未満	二 以上二・二 五パーセント	一 以上二・二 五パーセント	一 単体普通出	定める範囲	の各号に掲げる	率	の各号に	の各号に	の各号に掲げる	率	率
三 資本比率 二 パーセント以	三 単体總自己 二 セント未満	三 ト以上三パー セント未満	二 r 1比率 一	二 資等T ier 比率 未満	二 資等T ier 比率 一	一 資等T ier 比率 一	一 資等T ier 比率 一	二 賞与の禁止又は その額の抑制	二 配当又は役員 の実行	一 命令	次の各号に掲げる
は抑制	受入れの禁止又	のと認められる 条件による預金	又は定期積金の	四 条件に照らして 不利益を被るも のと認められる 条件による預金	三 總資産の圧縮 又は増加の抑制	二 賞与の禁止又は その額の抑制	一 命令	資する措置に係る	自己資本の充実に	率	率

上四パーセン  
ト未満

一部の事務所における業務の縮小	事務所の廃止	一部の従たる	法第五十二条	第一項及び第二項の規定により	各号に掲げる業務その他業務	する同条第三項	第六項の規定により行う業務又は若しくは同条第六項から第二項まで	第五十四条第一項から第二項までの規定により行う業務に付隨する同条第四項各号に掲げる業務その他の業務	若しくは同条第一項から第二項までの規定により行う業務に付隨する同条第四項各号に掲げる業務その他の業務	若しくは同条第一項から第二項までの規定により行う業務に付隨する同条第四項各号に掲げる業務その他の業務	若しくは同条第一項から第二項までの規定により行う業務に付隨する同条第四項各号に掲げる業務その他の業務
-----------------	--------	--------	--------	----------------	---------------	---------	---------------------------------	---	--	--	--

第二区分の										
未満	上一パーセント	率	単体自己資本比	国内基準に係る	国際統一基準に					五項の規定によ
○パーセント以	○パーセント	率の各号に掲げる	係る単体自己資	比率のうち次	比率の各号に掲	じ、当該各号に	定める範囲	の各号に応	じ、当該各号に	八 その他金融庁
二 單体 比率 ○	セント未満	一 比率 ○	資等 T i e r	一 單体普通出	、合併又は金庫の	大幅な業務の縮小	自己資本の充実、	長官が必要と認	小又は新規の取	り行う業務の縮

										第三区分						
満○パーセント未	率	国内基準に係る	単体自己資本比	率	上二・五パー	セント未満	三	資本比率	上一・五パー		ト未満	百分率以	百分率	百分率	百分率	百分率
パー セント未	比 率	二 単体 T i e	一 セント未 滿	1 比 率	資 等 T i e r	一 单体普通出	定める範囲	じ、当該各号に	比率の各号に掲げる	本比率のうち次	係る単体自己資	国際統一基準に	三 单体總自己	資本比率	百分率	百分率
○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
										部の停止の命令						

一 単体自己資本比率（第六項に規定する単体自己資本比率をいう。  
○ 次条第一項において同じ。）を指標とする区分

非対象区分					自己資本の充実の状況に係る区分			
上 四 パ ー セ ン ト 以		率	単 体 自 己 資 本 比	国内基準に係る	会 い い 信 用 金 庫 連 合	外 拠 点 を 有 し な い	信 用 金 庫 又 は 海 外 拠 点 を 有 す る	
該イから ハまで	区分に応 じ、当	に掲 げる比 率の	本 比 率の う ち 次	のイ か ら ハ ま で	係 る 単 体 自 己 資 本 比	国 際 統 一 基 準 に	会 い い 信 用 金 庫 連 合	
								命 令

（新設）

満	パ ー セ ン ト 未	資 本 比 率	三 単 体 總 自 己	満
---	----------------------------	------------------	----------------------------	---

第一区分									に定める範囲								
未満	上四。パーセント以	率	単体自己資本比	国内基準に係る	国際統一基準に	ハ 上 比率のうち次	ハ 上 比率以	ロ r 1比率六	イ 五 比率四。	資等 Tier	イ 単体普通出						
に定める範囲	該イからハまで	区分に応じ、当	に掲げる比率の	のイからハまで	本比率のうち次	係る単体自己資	ハ 上 比率八	ハ 上 比率以	ロ r 1比率六	イ 五 比率四。	資等 Tier						
提出の求め及びそ	ものとする。)の	に係る措置を含む	て自己資本の充実	善計画(原則とし	的と認められる改	保するための合理	経営の健全性を確										

第二区分		イ 資等 Tier 1比率 二・ 二五パー セント未 ト以上四・ 五															イ 單体普通出	
上二 二・ パー セント以 下	率 单体自己資本比 に係る 国内基準に係る																	
に掲 げる 比率の のイから ハまで	本比率 のうち次 のから ハまで	係る单体 自己資 本比 率に 係る	国際統一 基準に 係る单体 自己資 本比 率に 係る	ハ ト未 満	八 上八 パー セン	单体 資本比 率以 下	ハ ト未 満	上六 パー セン	单体 資本比 率以 下	ハ ト未 満								
信用金庫連合会に 海外拠点を有する	措置に 係る命令(一)	本の充実に 資する 命令(一)	次に掲 げる自己資 本比 率に 係る															

未満

区分に応じ、当該イからハまでに定める範囲	イ資等 Tier	イ単体普通出	イ自己資本の充	あつては口に掲げる命令を除く。)
1比率	ト以上二・二	ト以上二・二	口配当又は役員	と認められる計
五パーセント	五パーセント	五パーセント	賞与の禁止又は	画の提出及びそ
未満	未満	未満	その額の抑制	の実行
ハセント未満	ハセント未満	ハセント未満	又は増加の抑制	
ト以上三・パー	ト以上三・パー	ト以上三・パー	ハ総資産の圧縮	
・五パーセント	・五パーセント	・五パーセント	ニ取引の通常の	
資本比率	資本比率	資本比率	条件に照らして	
ハ単体総自己	ハ単体総自己	ハ単体総自己	不利益を被るも	
上四パーセント以	上四パーセント以	上四パーセント以	のと認められる	
ト未満	ト未満	ト未満	条件による預金	
本部は抑制	一部の事務所は抑制	受入れの禁止又	又は定期積金の	
における業務の	における業務の	における業務の	における業務の	

ト	へ	一部の従たる
事務所の廃止		
法第五十三条		
第一項及び第二		
項の規定により		
行う業務に付隨		
する同条第三項		
各号に掲げる業		
務その他の業務		
若しくは同条第		
六項の規定によ		
り行う業務又は		
第五十四条第一		
項から第三項ま		
での規定により		
行う業務に付隨		
する同条第四項		
各号に掲げる業		
務その他の業務		
若しくは同条第		
五項の規定によ		
り行う業務の縮		
小又は新規の取		

第二区分の																	
未満 ○パーセント以 上一パーセント以 単体自己資本比 率 国内基準に係る 単体自己資本比 率 率 率																	
上 一 ・ 五 パ ー セ ン ト 以 上	一 ・ 五 パ ー セ ン ト 以 上	口 r 1 比 率 ○	単 体 T i e	セ ン ト 未 満	一 セ ン ト 以上	資 等 資 本 T i e r	1 比 率 ○パ ー セ ン ト 未 満	イ カ ー ト 一 ・ 二 三 パ ー セ ン ト 以 上	該 イ か ら ハ ま で	区 分 に 応 じ 、 當 に 定 め る 範 囲 の イ カ ラ ハ ま で	に 掲 げ る 比 率 の イ カ ラ ハ ま で	本 比 率 の う ち 次 の イ カ ラ ハ ま で	國 際 統 一 基 準 に 係 る 單 体 自 己 資 本 比 率 の う ち 次 の イ カ ラ ハ ま で	事 業 の 一 部 の 廢 止 、 合 併 又 は 金 庫 の 大 幅 な 業 務 の 縮 小 、 事 業 の 一 部 の 廢 止 、 合 併 又 は 金 庫 の 大 幅 な 業 務 の 縮 小 、 事 業 の 一 部 の 廢 止 、 合 併 又 は 金 庫 の 大 幅 な 業 務 の 縮 小	自 己 資 本 の 充 実 、 大 幅 な 業 務 の 縮 小 、 自 己 資 本 の 充 実 、 大 幅 な 業 務 の 縮 小 、 自 己 資 本 の 充 実 、 大 幅 な 業 務 の 縮 小	チ 長 官 が 必 要 と 認 める 措 置	扱 い の 禁 止 その 他 金 融 庁

										第三区分				
満	○	率	単体自己資本比	国内基準に係る										
満	○	率	○	○	○	○	○	○	○	ト未満	上二〇パーセン	ハ	セント未満	
満	○	口	資等	該イからハまで	区分に応じ、当	に掲げる比率の	本比率のうち次	係る単体自己資	国際統一基準に	部の停止の命令	業務の全部又は一			
満	○	r1比率	Tier 1比率	1セント未満	1セント未満	に定める範囲	のイからハまで	に定める範囲	に定める範囲					
満	○	口	資等	該イからハまで	区分に応じ、当	に掲げる比率の	本比率のうち次	係る単体自己資	国際統一基準に	部の停止の命令	業務の全部又は一			
満	○	口	資等	該イからハまで	区分に応じ、当	に掲げる比率の	本比率のうち次	係る単体自己資	国際統一基準に	部の停止の命令	業務の全部又は一			

二

第七項に規定する単体資本バツフアービ率を指標とする区分

ハ	単体総自己
資本比率	○
パーセント未	

自己資本の充実の状況に係る区分	命	令
上 ソフアービ率以 最低単体資本バ アービ率 単体資本バツフ 資本バツフ アービ率 第一区分		

本バツフアービ 以上最低単体資 四分の三の比率 ツフアービ率の 最低単体資本バ アービ率 第一区分	外部流出制限計 画（外部流出額の 制限に係る内容 事業年度において既 に支出した外 部流出額を控除し た額（当該額が の六十パーセントの 額から、その	上 ソフアービ率以 最低単体資本バ アービ率 単体資本バツフ 資本バツフ アービ率 第一区分
）を上限として外部流出額を制限 零を下回る場合には、零とする。		

(新設)

分 ア ー 第 三 区	資 本 バ ッ フ			資 本 バ ッ フ				率 未 満				
ツ フ ア ー 比 率 の 最 低 單 体 資 本 バ ッ フ	ア ー 比 率	單 体 資 本 バ ッ フ		單 体 資 本 バ ッ フ	ア ー 比 率	外 部 流 出 制 限 計 画 （ 外 部 流 出 額 の 制 限 に 係 る 内 容 （ 調 整 税 引 後 利 益 四 十 パ ー セ ン ト の 額 か ら、 そ の 事 業 年 度 に お い て 既 に 支 出 し た 外 部 流 出 額 を 控 除 し た 額 （ 当 該 額 が 零 を 下 回 る 場 合 に は、 零 と す る 。） を 上 限 と し て 外 部 流 出 額 を 制 限 す る 内 容 を い う 。） を 含 む 單 体 資 本 バ ッ フ ア ー 比 率 の 四 分 の 三 の 比 率 未 満	本 バ ッ フ ア ー 比 率 の 四 分 の 三 の 比 率 未 満	外部流出制限計画（外部流出額の四十パーセントの額から、その事業年度において既に支出した外部流出額を控除した額（当該額が零を下回る場合には、零とする。）を上限として外部流出額を制限する内容をいう。）を含む単体資本バッフアービ率の四分の三の比率未満	外部流出制限計画（外部流出額の四十パーセントの額から、その事業年度において既に支出した外部流出額を控除した額（当該額が零を下回る場合には、零とする。）を上限として外部流出額を制限する内容をいう。）を含む単体資本バッフアービ率の四分の三の比率未満	外部流出制限計画（外部流出額の四十パーセントの額から、その事業年度において既に支出した外部流出額を控除した額（当該額が零を下回る場合には、零とする。）を上限として外部流出額を制限する内容をいう。）を含む単体資本バッフアービ率の四分の三の比率未満	外部流出制限計画（外部流出額の四十パーセントの額から、その事業年度において既に支出した外部流出額を控除した額（当該額が零を下回る場合には、零とする。）を上限として外部流出額を制限する内容をいう。）を含む単体資本バッフアービ率の四分の三の比率未満	外部流出制限計画（外部流出額の四十パーセントの額から、その事業年度において既に支出した外部流出額を控除した額（当該額が零を下回る場合には、零とする。）を上限として外部流出額を制限する内容をいう。）を含む単体資本バッフアービ率の四分の三の比率未満
事業年度において既に支出した外	外部流出制限計画（外部流出額の二十パーセントの額から、その			行の命令								

2	銀行法第二十六条第二項の規定する内閣府令・財務省令で定める金庫及びその子会社等（銀行法第十四条の二第二号に規定する子会社等をいう。以下この条及び次条において同じ。）の自己資本の充実の状況に係る区分及び当該区分に応じ内閣府令・財務省令で定める命令は、次条及び第五条に定める場合を除き、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に掲げる表のとおり（第二号に掲げる区分にあつては、次項に規定する海外拠点を有する信用金庫連合会及びそ	四分の一の比率 以上最低単体資本バッファービ率の二分の一の比率未満	部流出額を控除した額（当該額が零を下回る場合には、零とする。）を上限として外部流出額を制限する内容をいう。）を含む単体資本バッファービ率を回復するために合理的と認められる改善計画を行の命令	本バッファービ率を回復するための命令	外部流出制限計画（外部流出額を零に制限する内容を含む単体資本バッファービ率を回復するために合理的と認められる改善計画を行う。）の提出の求め及びその実行	単体資本バッファービ率 最低単体資本バッファービ率の四分の一の比率 未満	資本バッファーリー第四区分	2

2 銀行法第二十六条第二項に規定する内閣府令・財務省令で定める金庫及びその子会社等（銀行法第十四条の二第二号に規定する子会社等をいう。以下この項及び次条において同じ。）の自己資本の充実の状況に係る区分及び当該区分に応じ内閣府令・財務省令で定める命令は、次条に定める場合を除き、次の表のとおりとする。

)の子会社等の自己資本の充実の状況に係る区分に係るものに限る。とする。

自己資本の充実の状況に係る区分									
非対象区分									
上	四パーセント以上	率	連結自己資本比率	国内基準に係る	会社等	海外拠点を有しない信用金庫連合会及びその子会	海外拠点を有する信用金庫連合会及びその子会	海外拠点を有する信用金庫連合会及びその子会	命令
五パーセント	1比率 四・	資等Tier 一連結普通出	定める範囲	じ、当該各号に	比率の区分に応じ、当該各号に	本比率のうち次の各号に掲げる比率の区分に応じ、当該各号に	係る連結自己資本比率の区分に応じ、当該各号に	国際統一基準に	

第一区分									
未満									
率	連結自己資本比	国内基準に係る	率	連結自己資本比	国際統一基準に	率	連結自己資本比	上	以上
二パーセント以	上四パーセント	上四パーセント	二パーセント以	二パーセント以	二パーセント以	三パーセント以	三パーセント以	上	二連続Tie
百分点未	百分点未	百分点未	百分点未	百分点未	百分点未	百分点未	百分点未	r1比率六	以上
百分点未	百分点未	百分点未	百分点未	百分点未	百分点未	百分点未	百分点未	百分点未	二連続Tie
の実行の命令	提出の求め及びそ	ものとする。)の	に係る措置を含む	て自己資本の充実	善計画(原則とし	的と認められる改	保するための合理	経営の健全性を確	

第二区分									
未満					満				
率	連結自己資本比	国内基準に係る	率	連結自己資本比	三	ト未満	上六パーセン	二	連結Tie
一 比率 一 三 パ ー セ ン	資等 Tier 一 ・	定 める 範 囲	じ、 当該各号に の各号に 比率の区分に 応じて 比率のうち次 の各号に掲 げる	本 比率 の各号に 掲げる	国 際 統 一 基 準 に 係 る 連 結 自 己 資 本 比 率	ト 未 満	上 八 パ ー セ ン ト 以 下	資 本 比 率 四	上 六 パ ー セ ン ト 以 下
二 賞 与 の 禁 止 又 は	二 配 当 の 実 行	二 画 の 提 出 及 び そ と 認 め ら れ る 計	一 實 に 係 る 合 理 的	命 令 資 本 の 充 実 に 係 る 措 置 に 係 る	自 己 資 本 の 充 実 に 係 る 措 置 に 係 る	次 の 各 号 に 掲 げる			

									ト以上二・二	未満	五パーセント	ト以上二・二	の額の抑制
									連結比率	r1比率	・五パーセン	未満	総資産の圧縮
									連結比率	・三百分の二	セント未満	ト以上三・パーセント	又は増加の抑制
	ト未満	上四パーセント以	パーセント未満	資本比率	三連続自己	セント未満	ト以上三・パーセント	条件による預金	不利益を被るも	のと認められる	条件に照らして	取引の通常の	条件に照らして
第一項及び第二項第五十三条	九分	八式又は持分の処	務の縮小	七子会社等の業	六事務所の廃止	五縮小	四は抑制	三又は定期積金の	二受入れの禁止又	一条件による預金	条件に照らして	四又は増加の抑制	三総資産の圧縮
						一部の従たる	における業務の	受入れの禁止又	は抑止	不利益を被るも	のと認められる	取引の通常の	条件に照らして
						事務所の廃止	事務所	又は定期積金の	は抑制	条件による預金	不利益を被るも	条件に照らして	条件に照らして

める措置	長官が必要と認める	その他金融庁	扱いの禁止	小又は新規の取り扱う業務の縮	若しくは同条第五項の規定によ	各号に掲げる業務その他の業務	する同条第四項	第五十四条第一項から第三項ま	第六項の規定によ	り行う業務又は	務その他の業務	各号に掲げる業	行う業務に付隨	する同条第三項	項の規定により
------	-----------	--------	-------	----------------	----------------	----------------	---------	----------------	----------	---------	---------	---------	---------	---------	---------

第二区分の									
未満	○パーセント以	率	連結自己資本比	国内基準に係る	国際統一基準に				
上一パーセント未満	○パーセント以	率	連結自己資本比	国内基準に係る	国際統一基準に				
二 セント未満	二 セント未満	一 セント以上	一 セント未満	比率の区分に応	比率のうち次				
三 セント未満	三 セント未満	一 セント未満	一 セント未満	じ、当該各号に	本比率に掲げる				
上二パーセント以	上二パーセント以	二 セント未満	二 セント未満	定める範囲	の各号に掲げる				
資本比率	資本比率	一 セント未満	一 セント未満	一 セント未満	の各号に掲げる				
上一・五パーセント未満	上一・五パーセント未満	一 セント未満	一 セント未満	一 セント未満	の各号に掲げる				
命 令	を実施することの	等の措置のいずれ	事業の一部の廃止	、合併又は金庫の	大幅な業務の縮小	自己資本の充実、			
	該選択に係る措置	かを選択した上當							

一  
連結自己資本比率（第十一項に規定する連結自己資本比率をい

（新設）

第三区分											
満	○	率	連結自己資本比	国内基準に係る	国際統一基準に	ト未満					
満	○	率	連結自己資本比	の各号に掲げる	比率の区分に応	本比率のうち次	係る連結自己資	国際統一基準に	ト未満		
満	パーセント未	三 連結総自己 資本比率 ○	満	r 1 比率 ○	二 連結 パーセント未 満	1 比率 ○	資等 T i e r 資 出	じ、当該各号に 定める範囲	の各号に掲げる	比率の区分に応	本比率のうち次

う。次条第一項において同じ。) を指標とする区分

自己資本の充実の状況に係る区分									
非対象区分									
上	四 パ ー セ ント 以 下	率	連 結 自 己 資 本 比	国 内 基 準 に 係 る	会 社 等	合 会 及 び そ の 子	信 用 金 庫 及 び そ の 子 会 社 等 又 は 海 外 拠 点 を 有 し な い 信 用 金 庫 連 合	信 用 金 庫 及 び そ の 子 会 社 等 又 は 海 外 拠 点 を 有 し な い 信 用 金 庫 連 合	信 用 金 庫 及 び そ の 子 会 社 等 又 は 海 外 拠 点 を 有 し な い 信 用 金 庫 連 合
五 パ ー セ ント	1 比 率 四 ・	資 等 Ti er	イ 連 結 普 通 出	に定める範囲	該 イ か ら ハ ま で	区 分 に 応 じ 、 当 て	に掲 げる 比率 の イ か ら ハ ま で	本 比 率 の う ち 次 の イ か ら ハ ま で	国 際 統 一 基 準 に 係 る 連 結 自 己 資 本 比
命 令									

第一区分											
未満 上四 パー セント 以 下											
ト 以上 四・ 五 パー セ ン											
率	連 結 自 己 資 本 比	國 內 基 準 に 係 る	國 際 統 一 基 準 に	上 ハ 上 ハ 上 ハ 上 ハ 上 ハ 上 ハ 上 ハ	口 連 結 T i e 率	以 上 六 六 六 六 六 六 六 六 六 六 六 六	以 上 以 上 以 上 以 上 以 上 以 上 以 上 以 上				
二 パー セ ント 以 下	上 四 パー セ ント 以 下	の イ か ら ハ ま で	本 比 率 の う ち 次 に 掲 げ る 比 率 の	係 る 連 結 自 己 資 本 比	保 す る た め の 合 理 的 と 認 め ら れ る 改 善 計 画 (原 則 と し て 自 己 資 本 の 充 実 に 係 る 措 置 を 含 む もの と す る ) の 提 出 の 求 め 及 び そ の 実 行 の 命 令	經 營 の 健 全 性 を 確 保 す る た め の 合 理 的 と 認 め ら れ る 改 善 計 画 (原 則 と し て 自 己 資 本 の 充 実 に 係 る 措 置 を 含 む もの と す る ) の 提 出 の 求 め 及 び そ の 実 行 の 命 令	の イ か ら ハ ま で	の イ か ら ハ ま で	の イ か ら ハ ま で	の イ か ら ハ ま で	の イ か ら ハ ま で
資 等 T i e r	イ 連 結 普 通 出	該 イ か ら ハ ま で	区 分 に 応 じ 、 当 該 イ か ら ハ ま で	の イ か ら ハ ま で	の イ か ら ハ ま で	の イ か ら ハ ま で	の イ か ら ハ ま で	の イ か ら ハ ま で	の イ か ら ハ ま で	の イ か ら ハ ま で	

第二区分																			
未満		上二二パーセント以		率		連結自己資本比		国内基準に係る						ハ		口		満	
資等 Ti er	イ 連 結 普 通 出	イ に定 める 範 囲	該 イ か ら ハ ま で	区 分 に 応 じ、 当	に 掲 げ る 比 率 の	の イ か ら ハ ま で	本 比 率 の う ち 次	係 る 連 結 自 己 資	国 際 統 一 基 準 に	ト 未 満	上 八 パ ー セ ン	ハ バ ー セ ン ト 以 下	資 本 比 率 四	ト 未 満	上 六 パ ー セ ン	ハ バ ー セ ン ト 以 下	連 結 自 己 資	口 連 結 Ti e	満 パ ー セ ン ト 未
実 に 係 る 合 理 的	イ 自 己 資 本 の 充	イ る 命 令 を 除 く。 。)	あ つ て は ロ に 掲 げ	あ び そ の 子 会 社 等 に	信 用 金 庫 連 合 会 及	海 外 拠 点 を 有 す る	措 置 に 係 る 命 令 (	本 の 充 実 に 資 す る	次 に 掲 げ る 自 己 資										

ト 未 満	上 四 パ ー セ ン ト 以 下	ハ セ ン ト 未 満	ハ セ ン ト 未 満	ト 以上 三 パ ー セ ン ト	・ 五 パ ー セ ン ト 比 率 一	口 連 結 T i e	未 満	五 パ ー セ ン ト 比 率 一	ト 以上 二 ・ 二	一 三 パ ー セ ン ト 比 率 一 ・	1 比 率 一 ・	
ト 務 の 縮 小	子 会 社 等 の 業	事 務 所 の 廢 止	へ 一 部 の 從 た る	本 部 の 事 務 所	縮 小	に お け る 業 務 の	は 抑 制	不 利 益 を 被 る も の	条 件 に 照 ら し て	又 は 總 資 産 の 壓 縮	賞 与 の 禁 止 又 は 配 当 又 は 役 員 の 實 行	と 認 め ら れ る 計 画 の 提 出 及 び そ の 実 行

子会社等の株式又は持分の処分	リ法第五十三条	第一項及び第二項の規定により	行う業務に付随する同条第三項	各号に掲げる業務その他の業務	若しくは同条第六項の規定により	第五十四条第一項から第三項までの規定により	り行う業務又は行う業務に付隨する同条第四項	各号に掲げる業務その他の業務	若しくは同条第五項の規定により行う業務の縮
----------------	---------	----------------	----------------	----------------	-----------------	-----------------------	-----------------------	----------------	-----------------------

				第二区分の									
				未満	上一ペーセント以	率	連結自己資本比	国内基準に係る	国際統一基準に				
パーセント以	○	口 連 結 率 1 比 率 ○	セ ント未 満	イ 連 結 資等 1 比 率 ○	セ ント以上	の イ か ら ハ ま で	本 比 率 の う ち 次 に 掲 げ る 比 率 の 区 分 に 応 じ 、 当 該 イ か ら ハ ま で に 定 め る 範 囲	の イ か ら ハ ま で	事 業 の 一 部 の 廃 止	・ 合 併 又 は 金 庫 の 大 幅 な 業 務 の 縮 小	自 己 資 本 の 充 実 、 大 幅 な 業 務 の 縮 小	小 又 は 新 規 の 取 扱 い の 禁 止 、 そ の 他 金 融 庁 の 命 令 を 実 施 す る こと の 該 選 択 に 係 る 措 置 を 選 択 し た 上 當	ヌ 長 官 が 必 要 と 認 める 措 置 を 行 う

第三区分									
満〇パーセント未率連結自己資本比国内基準に係る									
ハート未満セント未満上二パーセント以上ハーフ未満連結総自己資本比率〇									
パーセント未満	口率	連結比率	1セント未満	資等Tier	イ連結普通出	に定める範囲	該イからハまで	区分に応じ、当	に掲げる比率の
ハーフ未満	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇
部の停止の命令									
業務の全部又は一									

二

第十二項に規定する連結資本バツフアーピー率を指標とする区分

満	ハ	満
パーセント未	資本比率	連結総自己

分 区 分	資 本 バ ツ フ	資 本 バ ツ フ	資 本 バ ツ フ	資 本 バ ツ フ	自 己 資 本 の 充 実 の 状 況 に 係 る 区 分
アーフ 第一 区	アーフ 第一 区	アーフ 第一 区	アーフ 第一 区	アーフ 第一 区	自己資本の充実の状況に係る区分
以上 最低 連結資 本 四分之三 の 比率	ツ フ ア ー 比 率	最 低 連 結 資 本 バ ツ フ	連 結 資 本 バ ツ フ	上 ツ フ ア ー 比 率 以 下	連結資本バツフアーピー率
（）において既に支出した外部流出	（）において既に支出した外部流出	（）において既に支出した外部流出	（）において既に支出した外部流出	（）において既に支出した外部流出	命 令

(新設)

資本バツフ		分	資本バツフ	本バツフアービ
連結資本バツフ	比率未満	アービ率の四分の二の比率未満	連結資本バツフ	率未満
外部流出制限計画（外部流出額の実行の命令）	の実行の命令	ためいために合理的と認められる改善計画をいう。）の提出の求め及びその実行の命令	外部流出制限計画（外部流出額の実行の命令）	額を控除した額（当該額が零を下回る場合には、零とする。）を上限として外部流出額を制限する内容をいう。）を含む連結資本バツフアービ率を回復するために合理的と認められる改善計画をいう。）の提出の求め及びその実行の命令

ア一第三区

ア一比率

制限に係る内容（調整税引後利益の二十パーセントの額から、その

最低連結資本バソフア一比率の

四分の一の比率

以上最低連結資

本バソフア一比

率の二分の一の

比率未満

率の二分の一の

本バソフア一比

率の二分の一の

3 第一項第一号及び前項第一号に掲げる表中「海外拠点」とは、外國に所在する従たる事務所又は法第五十四条の二十三第一項第六号に掲げる会社（信用金庫連合会の子会社であるものに限る。）であつて、その所在地において常勤の役員又は従業員を持つものをいう。

3 前二項の表中「海外拠点」とは、外國に所在する従たる事務所又は法第五十四条の二十三第一項第六号に掲げる会社（信用金庫連合会の子会社であるものに限る。）であつて、その所在地において常勤の役員又は従業員を持つものをいう。

4 第一項第一号及び第二項第一号に掲げる表中「国内基準」とは、銀行法第十四条の二各号に掲げる基準（以下この条において「自己資本比率基準」という。）のうち信用金庫又は海外拠点（前項に規定する海外拠点をいう。次項において同じ。）を有しない信用金庫連合会に係るものである。

5 第一項第一号及び第二項第一号に掲げる表中「国際統一基準」とは、自己資本比率基準のうち海外拠点を有する信用金庫連合会に係るものである。

6 第一項第一号に掲げる表中「単体自己資本比率」とは、自己資本比率基準のうち銀行法第十四条の二第一号に掲げる基準に係る算式により得られる比率であつて、次項に規定する単体資本バッファー比率以外の比率をいい、同表中「単体普通出資等Tier 1比率」、「単体Tier 1比率」及び「単体総自己資本比率」とは、当該単体自己資本比率のうち国際統一基準（前項に規定する国際統一基準をいう。次項、第十一項及び第十二項において同じ。）に係る算式により得られる比率をいう。

7 第一項第二号に掲げる表中「単体資本バッファー比率」とは、自己資本比率基準のうち銀行法第十四条の二第一号に掲げる基準に係る算式により得られる比率であつて、国際統一基準に係る算式により得られる比率をいう。

8 第一項第二号に掲げる表中「最低単体資本バッファー比率」とは、銀行法第十四条の二第一号に掲げる基準に係る算式において、

4 第一項及び第二項の表中「国内基準」とは、銀行法第十四条の二各号に掲げる基準（以下この条において「自己資本比率基準」という。）のうち信用金庫又は海外拠点（前項に規定する海外拠点をいう。次項において同じ。）を有しない信用金庫連合会に係るものである。

5 第一項及び第二項の表中「国際統一基準」とは、自己資本比率基準のうち海外拠点を有する信用金庫連合会に係るものである。

6 第一項の表中「単体自己資本比率」とは、自己資本比率基準のうち銀行法第十四条の二第一号に掲げる基準に係る算式により得られる比率をいい、同表中「単体普通出資等Tier 1比率」、「単体Tier 1比率」及び「単体総自己資本比率」とは、当該単体自己資本比率のうち国際統一基準（前項に規定する国際統一基準をいう。次項において同じ。）に係る算式により得られる比率をいう。

(新設)

単体資本バッファービ率（前項に規定する単体資本バッファービ率をいう。）について指標となる一定水準の比率をいう。

9 第一項第二号に掲げる表中「調整税引後利益」とは、外部流出制

限計画（同表各項（資本バッファービ非対象区分の項を除く。）命令の欄に規定する外部流出制限計画をいう。）の実行に係る事業年度の前事業年度における損益計算書の税引前当期純利益に、当該前事業年度において費用として計上された次項に規定する外部流出額に相当する額を加算して算出した額から、当該相当する額が費用として計上されなかつた場合に納付すべき税額に相当する額を控除した額をいう。

10 第一項第二号に掲げる表中「外部流出額」とは、信用金庫連合会

における次に掲げる事由（単体普通出資等Tier 1比率（第六項に規定する単体普通出資等Tier 1比率をいう。以下この項において同じ。）を減少させるものに限る。）に係る額の合計額（特別の理由がある場合において金融庁長官が承認したときは、その承認した額を除く。）をいう。

一 剰余金の配当

二 普通出資持分の自己取得

三 その他Tier 1資本調達手段（第六項に規定する単体Tier

1比率に算入できる資本調達手段をいい、単体普通出資等Tier 1比率に算入できる資本調達手段を除く。）への配当又は利息の支払及び買戻し又は償還。

四 当該信用金庫連合会の役員及び経営上重要な職員に対する賞与

（新設）

その他これに準ずる財産上の利益の支払

五 その他前各号に掲げる事由に準ずるもの

11 第二項第一号に掲げる表中「連結自己資本比率」とは、自己資本比率基準のうち銀行法第十四条の二第二号に掲げる基準に係る算式により得られる比率であつて、次項に規定する連結資本バッファーピー率以外の比率をいい、同表中「連結普通出資等Tier 1比率」、「連結Tier 1比率」及び「連結総自己資本比率」とは、当該連結自己資本比率のうち国際統一基準に係る算式により得られる比率をいう。

12 第二項第二号に掲げる表中「連結資本バッファーピー率」とは、自己資本比率基準のうち銀行法第十四条の二第二号に掲げる基準に係る算式により得られる比率であつて、国際統一基準に係る算式により得られる比率をいう。

13 第二項第二号に掲げる表中「最低連結資本バッファーピー率」とは、銀行法第十四条の二第二号に掲げる基準に係る算式において、連結資本バッファーピー率（前項に規定する連結資本バッファーピー率をいう。）について指標となる一定水準の比率をいう。

（新設）

7 第二項の表中「連結自己資本比率」とは、自己資本比率基準のうち銀行法第十四条の二第二号に掲げる基準に係る算式により得られる比率をいい、「連結普通出資等Tier 1比率」、「連結Tier 1比率」及び「連結総自己資本比率」とは、当該連結自己資本比率のうち国際統一基準に係る算式により得られる比率をいう。

（新設）

14 第二項第二号に掲げる表中「調整税引後利益」とは、外部流出制限計画（同表各項（資本バッファーピー非対象区分の項を除く。）命令の欄に規定する外部流出制限計画をいう。）の実行に係る連結会計年度の前連結会計年度における連結損益計算書の税金等調整前当期純利益に、当該前連結会計年度において費用として計上された次項に規定する外部流出額に相当する額を加算して算出した額から、当

該相当する額が費用として計上されなかつた場合に納付すべき税額に相当する額を控除した額をいう。

15

第二項第二号に掲げる表中「外部流出額」とは、信用金庫連合会及びその子会社等（当該信用金庫連合会及びその子会社等の連結自己資本比率（第十一項に規定する連結自己資本比率をいう。）の算出に当たり当該信用金庫連合会の連結の範囲に含まれるものに限る。以下この項において同じ。）における次に掲げる事由（連結普通出資等Tier 1比率（第十一項に規定する連結普通出資等Tier 1比率をいう。以下この項において同じ。）を減少させるものに限る。）に係る額（当該信用金庫連合会及びその子会社等相互間の流出額を除く。）の合計額（特別の理由がある場合において金融庁長官が承認したときは、その承認した額を除く。）をいう。

一 剰余金の配当

二 普通出資持分の自己取得又は信用金庫連合会の子会社等の自己株式（信用金庫連合会の子会社等（会社に限る。次号において同じ。）が有する自己的株式をいう。）の取得（取得請求権付株式（会社法（平成十七年法律第八十六号）第二条第十八号に規定する取得請求権付株式をいう。）及び取得条項付株式（同条第十九号に規定する取得条項付株式をいう。）の取得、同法第四百六十一条第一項の規定により、その行為により株主に対して交付する金銭等（同項に規定する金銭等をいう。）の帳簿価額の総額が、その行為が効力を生ずる日における分配可能額を超えてはならないとされる同項各号（第八号を除く。）に掲げる行為による取得

（新設）

並びに同法第四百六十四条第一項の規定により、業務執行者（同項に規定する業務執行者をいう。）が、同項の超過額を支払う義務を負うものとされる株式の取得に限り、当事者の一方の意思表示により当該当事者間において一定価格による株式の売買取引を成立させることができる権利の行使による取得を含む。）

三| 連結普通出資等 Tier 1 比率に算入できる株式に係る自己新株予約権（信用金庫連合会の子会社等が有する自己の新株予約権をいう。）の取得

四| その他 Tier 1 資本調達手段（第十一項に規定する連結 Tier 1 比率に算入できる資本調達手段をいい、連結普通出資等 Tier 1 比率に算入できる資本調達手段を除く。）への配当又は利息の支払及び買戻し又は償還

五| 当該信用金庫連合会の役員及び経営上重要な職員並びに当該信用金庫連合会の子会社等（主要なものに限る。）の経営上重要な役員及び職員に対する賞与その他これに準ずる財産上の利益の支払

六| その他前各号に掲げる事由に準ずるもの

第四条 金庫が、その自己資本比率（単体自己資本比率又は連結自己資本比率をいう。以下この条において同じ。）が当該金庫又は当該金庫及びその子会社等が従前に該当していた前条第一項第一号又は第二項第一号に掲げる表の区分に係る自己資本比率の範囲を超えて低下したことを知った後、速やかに、その自己資本比率を当該金庫

第四条 金庫が、その自己資本比率（前条第六項に規定する単体自己資本比率又は同条第七項に規定する連結自己資本比率をいう。以下この条において同じ。）が当該金庫又は当該金庫及びその子会社等が従前に該当していた前条第一項又は第二項の表の区分に係る自己資本比率の範囲を超えて低下したことを知った後、速やかに、その

又は当該金庫及びその子会社等が該当するこれらの表の区分に係る自己資本比率の範囲を超えて確実に改善するための合理的と認められる計画を金融庁長官に提出した場合には、当該金庫について、当該区分に応じた命令は、当該金庫又は当該金庫及びその子会社等の自己資本比率以上で当該計画の実施後に見込まれる当該金庫又は当該金庫及びその子会社等の自己資本比率以下の自己資本比率に係るこれらの表の区分（非対象区分を除く。）に掲げる命令とする。ただし、当該計画が合理的でないことが明らかになつた場合には、当該金庫について、当該区分に係る命令は、当該金庫又は当該金庫及びその子会社等が該当するこれらの表の区分に係る命令は、同条第一項（単体自己資本比率に係る部分に限る。）又は第二項（連結自己資本比率に係る部分に限る。）のとおりとする。

2 前条第一項第一号又は第二項第一号に掲げる表の第三区分に該当する金庫の貸借対照表又は金庫及びその子会社等に係るこれらの会社について連結して記載した貸借対照表の資産の部に計上されるべき金額（次の各号による。次項において同じ。）の合計額がこれらの貸借対照表の負債の部に計上されるべき金額の合計額を上回る場合には、当該区分に応じた命令は、同条第一項第一号又は第二項第一号に掲げる表の第二区分の二に掲げる命令を含むものとする。

一（三）（略）

3 前条第一項第一号又は第二項第一号に掲げる表の第三区分以外の

自己資本比率を当該金庫又は当該金庫及びその子会社等が該当するこれらの表の区分に係る自己資本比率の範囲を超えて確実に改善するための合理的と認められる計画を金融庁長官に提出した場合には、当該金庫について、当該区分に応じた命令は、当該金庫又は当該金庫及びその子会社等の自己資本比率以上で当該計画の実施後に見込まれる当該金庫又は当該金庫及びその子会社等の自己資本比率以下の自己資本比率に係るこれらの表の区分（非対象区分を除く。）に掲げる命令とする。ただし、当該計画が合理的でないことが明らかになつた場合には、当該金庫について、当該区分に係る命令は、当該金庫又は当該金庫及びその子会社等が該当するこれらの表の区分に係る命令は、同条第一項（単体自己資本比率に係る部分に限る。）又は第二項（連結自己資本比率に係る部分に限る。）のとおりとする。

2 前条第一項又は第二項の表の第三区分に該当する金庫の貸借対照表又は金庫及びその子会社等に係るこれらの会社について連結して記載した貸借対照表の資産の部に計上されるべき金額（次の各号による。次項において同じ。）の合計額がこれらの貸借対照表の負債の部に計上されるべき金額の合計額を上回る場合には、当該区分に応じた命令は、同条第一項又は第二項の表の第二区分の二に掲げる命令を含むものとする。

3 前条第一項又は第二項の表の第三区分以外の区分に該当する金庫

区分に該当する金庫の貸借対照表又は金庫及びその子会社等に係るこれらの会社について連結して記載した貸借対照表の資産の部に計上されるべき金額の合計額がこれらの貸借対照表の負債の部に計上されるべき金額の合計額を下回る場合又は下回ると見込まれる場合には、当該金庫について、当該区分に応じた命令は、同条第一項第一号又は第二項第一号に掲げる表の第三号又は第二項第一号に掲げる表の第三区分に掲げる命令を含むものとする。

4 信用金庫が預金保険法（昭和四十六年法律第三十四号）第六十五条に規定する適格性の認定等に係る同法第五十九条第二項に規定する合併等を行った同条第一項に規定する救済金融機関又は同法第一百二十六条の三十一に規定する特定適格性認定等に係る同法第一百六条の二十八第二項に規定する特定合併等を行った同条第一項に規定する特定救済金融機関等に該当する場合には、当該信用金庫について、当該信用金庫が該当する前条第一項第一号又は第二項第一号に掲げる表の区分に応じた命令は、当該信用金庫又は当該信用金庫及びその子会社等の自己資本比率以上の自己資本比率に係るこれらの表の区分に掲げる命令とする。

の貸借対照表又は金庫及びその子会社等に係るこれらの会社について連結して記載した貸借対照表の資産の部に計上されるべき金額の合計額がこれらの貸借対照表の負債の部に計上されるべき金額の合計額を下回る場合又は下回ると見込まれる場合には、当該金庫について、当該区分に応じた命令は、同条第一項又は第二項の表の第三区分に掲げる命令を含むものとする。

4 信用金庫が預金保険法（昭和四十六年法律第三十四号）第六十五条に規定する適格性の認定等に係る同法第五十九条第二項に規定する合併等を行った同条第一項に規定する救済金融機関又は同法第一百二十六条の三十一に規定する特定適格性認定等に係る同法第一百六条の二十八第二項に規定する特定合併等を行った同条第一項に規定する特定救済金融機関等に該当する場合には、当該信用金庫について、当該信用金庫が該当する前条第一項又は第二項の表の区分に応じた命令は、当該信用金庫又は当該信用金庫及びその子会社等の自己資本比率以上の自己資本比率に係るこれらの表の区分に掲げる命令とする。

#### 第五条 信用金庫連合会は、外部流出制限計画（第三条第一項第二号

（新設）

に掲げる表各項（資本バッファー非対象区分の項を除く。）命令の欄又は同条第二項第二号に掲げる表各項（資本バッファー非対象区分の項を除く。）命令の欄に規定する外部流出制限計画をいう。以下この条において同じ。）の実行に係る事業年度又は連結会計年度

に続く事業年度又は連結会計年度において、業務報告書（銀行法第十九条第一項又は第二項の規定による業務報告書をいう。以下この条において同じ。）に記載した資本バッファーレートに対応する第三条第一項第二号又は第二項第二号に掲げる表の自己資本の充実の状況に係る区分（これらの表の資本バッファーレート非対象区分を除く。以下この条において「業務報告書に記載した資本バッファーレートに係る区分」という。）が、従前に該当していた区分と異なる場合には、当該信用金庫連合会は、業務報告書に記載した資本バッファーレートに係る区分に係る外部流出制限計画を速やかに金融庁長官に提出するものとする。この場合において、当該信用金庫連合会について、これらの表の区分に応じた命令は、業務報告書に記載した資本バッファーレートに係る区分に掲げる命令とする。